

令和6年第4回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和6年12月6日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月6日 午前10時00分開会
4. 応招議員

1番	上 麻 里	2番	藤 本 昌 義
3番	辻 内 正 誠	4番	下 中 一 平
5番	山 本 義 史	6番	上 滝 義 平
7番	野 木 康 司	8番	中 西 利 彦
9番	西 澤 巧 平		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長	中 井 章 太	副 町 長	和 田 圭 史
教 育 長	土 居 正 明	参事兼政策戦略課長	小 原 壮 平
総 務 課 長	戸 毛 祥 博	協働のまち推進課長	井 本 光 亮
町民税務課長	玉 村 陽 子	長寿福祉課長	吉 村 直 樹
暮らし環境整備課長	紺 田 正 俊	上水道推進室長	辰 巳 史 憲
産業観光課長	中 尾 勇	教 育 次 長	丸 上 晶
教育総務課長	辻 中 哲 也		
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長	向 井 啓 主	任 坂 本 や よ い
-----	---------	-------------
10. 議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名について
日程 2	会期の決定について
日程 3	議長の諸報告について
日程 4	承第6号 令和6年度吉野町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
日程 5	議第51号 吉野町手数料条例の一部を改正することについて

日程 6 議第 52 号 吉野町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて

日程 7 議第 53 号 吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程 8 議第 54 号 吉野町中竜門活性化施設の設置及び管理に関する条例を廃止することについて

日程 9 議第 55 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

日程 10 議第 56 号 令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について

日程 11 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野 木 議 長	ただ今の出席議員総数は9名でございます。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回吉野町議会定例会を開会いたします。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。 日程1 会議録署名議員の指名について 会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。 5番 山本義史議員 6番 上滝義平議員を指名いたします。 日程2 会期の決定についておはかりします。 本定例会の会期は本日より12日までの7日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 （ 「異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は本日より12日までの7日間に決定いたしました。 開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いします。 中井町長。
中 井 町 長	開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。 令和6年第4回吉野町議会定例会を招集させていただきましたところ、全員ご出席いただき、誠にありがとうございます。 本定例会に上程させていただく議案でございますが、専決処分の承認が1件、条例改正が3件、条例廃止が1件、規約の変更が1件、補正予算（案）が1件でございます。 この機会に皆さん方のお手元に配布しております9月定例会以降の行政報告をさせていただきたいと思います。行事が多岐にわたっておりますので、主な部分を報告させていただきます。 まず、9月27日でございます。世界文化遺産地域連携会議首長会議『第11回「世界遺産サミット」』が東京のビッグサイトで開催されました。これは観光

序の世界遺産サミットという形で、世界遺産を有する 5 市町のリーダーがこのサミットで発言をさせていただきました。佐渡金銀山が登録されましたし、そしてまた富士吉田市とかは弾丸登山という形で、オーバーツーリズム、ルートの通行規制とかそういった部分、それぞれの地域の世界遺産の取組を発表させていただきました。吉野町も今年 20 周年という形で様々な事業を通して、この世界遺産を PR させていただいてますので、その取組も発表させていただきました。

そして、10 月 3 日、これは JESCO の榎本会長でございます。奈良県人会の会長、そしてまた吉野町喜佐谷の出身であるということで、様々な部分で吉野町にも貢献をいただきました。お別れ会ということで出席させていただきました。また DNA が吉野ということで、次期社長にも引き続きご支援、ご協力をお願いすることも重ねてお願いしてまいりました。

そして、10 月 11 日、こちらも桶谷ホールディングスの創立 90 周年記念式典ということで、こちらも桶谷さんも新子出身ということで、現在は奈良市を中心に事業を展開されておりますが、後にふるさと吉野への愛を紡ぐ集いとかこれから吉野町出身の企業の皆さん方のつながりを大切にしながら、しっかりと官民連携できるようにということで非常にたくさんの方が参加出席されておりました。

そして、同日ですが世界遺産登録 20 周年という形で、「権現能」金峯山寺蔵王堂の世界遺産で舞う能楽特別講演、これを皮切りに秋のイベントがスタートしました。世界遺産吉野の魅力、その深さを改めてこの蔵王堂での能楽を通して垣間見たところがありますので、こういったところを吉野独特の事業として今後も続けていければなというふうに考えております。

そして、翌 12 日でございますけれども、この日もよしのウッドフェスなど様々なイベントがございました。その中でも、青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業という形で、ネットを考える合宿オンラインキャンプ in 吉野。これは宮滝の野外学校で開校式がございました。2 泊 3 日のキャンプでございますけれども、昨今、スマホ、インターネット依存が非常に学校でのいじめや不登校、様々な課題もございます。そういったことで、このネットを考

えるという合宿を、この宮滝野外学校、吉野の場所で開催していただきました。これも今後このキャンプを機に来年度以降も展開できるかなというふうに思っております。

そして、その同じ日ですけれども、吉野山聚法殿にて SOWA オープニング式典という形で、もともとのビジターセンターでございますけれども、そこが近鉄の支援、出資によりまして本を通して自分自身を見つめ直すとか、そういった空間、図書空間をオープンしていただきましたので、そのオープン式典がございました。

そして、10月22日、アイデア会議 西村副知事来町ということでございます。こちらにも補佐以下の若手職員を中心に、業務改善、そしてまた様々なアイデアを提案しながら横断的連携を深めていくという会議をしていただいているわけですが、その中で先日市町村サミットでも、奈良県のスーパーアプリで吉野町の採用の仕方をスーパーアプリを使ってやっているとかですね、そういうふうな様々なアイデアを出し合いながら、今、業務に取り組んでいただいているのですけれども、そういった取組を西村副知事をお招きしまして発表させていただいて、そしてまた、県の取組として西村副知事からいろいろと講演をいただいたという形でございます。

そして、10月24日、みなと森と水サミット 2024。これは港区は森がなく、そして木材利用をしていこうという形で、全国 82 自治体と協定を結んでおります。そんな中で 1 年に 1 回こういうサミットを開催いたしまして、今年のテーマは森林環境譲与税の取組という形で、各自治体の取組の発表を聞かせていただいて、また吉野町の取組を発表させていただきました。

そして、10月29日、ふるさと吉野への愛を紡ぐ集いということで、コロナ前は東京でゆかりの個人も含めてですけれども集いをしてました。私も議員の皆さん方も東京に行かれたことはあったと思うのですけれども、なかなかそのあと官民連携とか具体的に事業をしていくというにはなかなか発展しにくいかなということもありました。そういったことで、コロナ禍にトップセールスという形で少し出身者の企業に訪問させていただいて、そして自費で吉野に来ていただいて吉野でいろいろと今の課題であったり吉野町の取組をプレゼンさせて

いただきました。そしてまた、町外の企業がほとんどでしたので、そういった方々から意見発表という形で情報提供をしていただいて、約 40 名で吉野山で開催をさせていただきました。今後、こういった取組を、地域の方々も民々連携とかそういった形にも展開出来たらなというふうに考えております。

そして、11 月 11 日でございますが吉野町こども議会、昨年に引き続いて 2 回目でございます。昨年も児童が提案いただいた内容をもとに何点か事業として展開出来た、また参考にさせていただいた意見、質問もございました。今年に関しても様々な吉野町に対する勉強もしていただいて、まちづくりも勉強していただいてそこから提案をいただきましたので、できる限り子供たちの提案を一つでも二つでも実行できるように来年度予算にもつなげていきたいなというふうに思っております。

そして、11 月 13 日、奈良県宿泊施設立地セミナー2024in 東京でございます。これは昨年度も東京で知事と吉野町でこのセミナーに参加させていただきました。今年は橿原市と吉野町で奈良県とこのセミナーに参加させていただきました。それぞれの宿泊施設立地ということでございますので、土地があればいちばんいいのですがなかなか現実的に土地はまだ難しい。ただ、旅館の閉館したところとか、まだまだ今後継続しにくいところ、そういったところをプレゼンしながら企業の方に来ていただくというセミナーでございますので、少しでもそういった PR も含めて企業立地推進にも取り組んでいけたらなというふうに思っております。

そして最終ページでございます。11 月 17 日に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録 20 周年記念シンポジウムでございます。吉野山で開催させていただきました。今年は大河ドラマ「光る君へ」というのが非常にクローズアップされて、藤原道長が御嶽詣でということで吉野がクローズアップされました。そんなことから東京でのシンポジウム、そしてまた吉野でのシンポジウム。こういった光る君からの贈物というタイトルも含めてですけれども、改めてこの世界遺産 20 周年を通して、今後、これをどういう形で伝えていくか。そしてまた、どういう事業を展開していくか。これは町内外問わずやはりもう一度、この魅力というものをまず学んで知っていただくことが大事ではないかなという

ふうなシンポジウムでもございました。

そして、11月19日、「国立公園立地自治体協議会」設立総会が開催されました。これは世界遺産とか様々な議員連盟が立ち上がっているのですが、国立公園に絞った形の協議会というのが初めて設立されました。大仙の町長が会長ということで、全国126の自治体がこの協議会に加盟してスタートいたしました。環境省とか林野庁、様々な省庁連携の強化、そしてまた国立公園自治体の連携強化という形で国立公園の地域活性化を目指すということで設立されました。今後、様々な具体策を提案しながら進めていく形になろうかなというふうに思っています。奈良県では天川村と吉野町だけでございます。

そして、11月25日、第2回奈良県・市町村長サミットでございます。これは吉野町中央公民館で開催させていただきました。奈良県の取組等々を発表する中で、吉野町がスーパーアプリを活用しているという事例も発表いただきました。

そして、11月29日、京奈和自動車道建設促進協議会決起大会でございます。奈良県の山下知事が会長でございます。そして京都府と和歌山県の知事、沿線沿いの首長や関係する市町村の首長が集まり、17年ぶりにこの決起大会が開催されました。今まで財務省とか国交省、特に大臣とかそういうところへ直接行くことは今まで少なかったのですが、今年にはいつてからですが、そういう決起大会、また要望活動で直接国交省幹部、大臣のところに行く機会がふえてまいりましたので、この辺も少し奈良県としても、そういうふうな一丸となって取り組んでいくというふうな姿勢が見えてきたかなあというふうに思っております。

そして、30日でございますが、こちらも吉野町中央公民館で開催されました世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録20周年記念の首長フォーラムという形で、山下知事、そしてまた世界遺産の関連の首長が一堂に会しまして、五條管長も含めてこの世界遺産の取組や課題等々を発表させていただきました。こういった機会も今まで余りなかったものですから、今後やはり世界遺産をエリア一体で、そしてまた連携しながら守り次の世代につないでいくという取組になればなというふうに考えております。

そして、12月1日、奈良県水道企業団の設立式でございます。こちらのほうは、構成自治体の首長はもちろんですが、来賓として議長も参加いただきました。令和7年の4月からの運用ということでございますので、こちらに関しましてもCVYでも少し県統一化に向けての動きというのも説明をさせていただいております。以上が、少し長くなりましたけれども行政報告でございます。

第4回の定例議会でございますが、議員各位におかれましては任期最後の定例議会になろうかというふうに思います。4年前はコロナ禍の中で、吉野町も非常にたくさんの地域課題や事業が山積する中で、旧吉野小学校の民間活用の方方向性が動き出しました。そしてまだ大きな課題としては、この議会でも庁舎整備、これは旧吉野小学校、旧吉野北小学校の空いている遊休施設を1日でも早く動かしていく。そしてまたまちづくりにつなげていくという意味でも、非常に大きな重要な議会になろうかなというふうに思います。今、コロナ禍の中自然災害、そしてまたDX、転換力が求められている時代でございます。できる限り皆様としっかりと審議しながらこの第4回定例議会に臨んでまいりたいと思いますので、議員各位におかれましては慎重審議をお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項のただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程4 承第6号「令和6年度吉野町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（事務局朗読）

説明を求めます。

小原参事。

小原参事	ご説明いたします。提出議案等説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。承第6号「令和6年度吉野町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」説明いたします。根拠法令といたしましては、地方自治法第179条第1項の専決処分でございます。それから同条第3項の議会報告・承認でございます。 2番目の専決処分の概要でございますが、処分事項といたしまして令和6年度吉野町一般会計補正予算（第3号）でございます。処分の年月日ですけれども令和6年10月9日になっております。 3番目の補正予算の概要でございますが、歳入歳出の補正といたしまして、今回の補正額が1,248万1,000円。補正後の歳入歳出予算額が63億8,947万7,000円となっております。 4番目の歳入の補正でございます。こちらは16款「県支出金」ということで、金額のほうは1,248万1,000円でございます。内訳につきましては、衆議院議員総選挙費委託金1,238万1,000円。それから最高裁判所裁判官国民審査委託金10万円でございます。 5番目の歳出の補正でございますが、02款「総務費」といたしまして1,248万1,000円。摘要につきましては衆議院議員総選挙事業となります。以上となります。ご承認よろしく願いいたします。
野木議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。

	よって本件は、報告のとおり承認することに決しました。 日程 5 議第 51 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 玉村町民税務課長。 失礼いたします。議第 51 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」ご説明をいたします。議案等説明資料の 2 ページをお願いいたします。 改正の主旨でございます。現在、コンビニ等に設置されている多機能端末機で交付できるのは住民票と印鑑証明ですが、新たに町県民税所得証明書、課税証明書等の交付ができるようにするにあたり交付手数料を追加設定するものです。目的等でございますが、コンビニ等で税証明が発行できるようになることで、住民の方への利便性の向上とマイナンバーカードの利用促進を図るものです。 改正する条例でございますが、吉野町手数料条例。改正の概要で第 2 条、手数料の種類及び額を定めているところの別表第 30 項、31 項に税に関する証明書の額を記載しております。そちらにコンビニ等で発行する際の手数料 200 円を追加するものです。参考として記載しておりますが、現在、コンビニで発行しております住民票と印鑑証明の手数料額は 200 円になっております。そちらと同額を設定するものです。 施行期日は令和 7 年 3 月 1 日でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませ
野 木 議 長	

	んか。 (「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 6 議第 52 号「吉野町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 辻中教育総務課長。
辻 中 教 育 総 務 課 長	失礼いたします。議第 52 号「吉野町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて」ご説明をいたします。議案等説明資料の 3 ページをお願いいたします。 今回改正する条例につきましては、吉野町子ども・子育て会議条例でございます。改正の概要といたしましては、子ども・子育て支援法が改正されましたことに伴いまして、条例中の第 1 条及び第 2 条中の第 77 条という項目が条ずれを生じておりますので、それを是正するものでございます。 公布の日からの施行ということで今回設定をしております。ご審議のほどお願いいたします。
野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 (「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

	日程 7 議第 53 号「吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 辻中教育総務課長。 議第 53 号「吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」ご説明いたします。議案等説明資料の 4 ページをお願いいたします。 改正する条例は、吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。改正概要といたしまして、こども家庭庁が設置されまして、所管する省庁が変更されたことによる改正でございます。25 条中の厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正するものでございます。また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のほうも改正されておりまして、保育士の配置基準に変更がございましたので今回変更するものでございます。また、その変更については経過措置のほうが設けられておりますので、経過措置を附則で行い、その基準はしばらくの間継続して今の現行のまま進めてもいい、また、あるいは変更をしていくように努めなければならないというところを附則で定めておるものでございます。 施行期日につきましては、公布の日からというふうにしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。
野 木 議 長	

	(「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 8 議第 54 号「吉野町中竜門活性化施設の設置及び管理に関する条例を廃止することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 説明を求めます。 紺田暮らし環境整備課長。
紺田暮らし 環 境 整 備 課 長	失礼いたします。議第 54 号「吉野町中竜門活性化施設の設置及び管理に関する条例を廃止することについて」ご説明いたします。議案等説明資料の 5 ページをお願いいたします。 改正の主旨につきましては、吉野町中竜門活性化施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。目的につきましては、事務局のご説明のとおりでございます。 廃止する条例の概要といたしまして、令和 7 年 3 月 31 日をもって吉野町中竜門活性化施設を廃止するため、本条例を廃止するものでございます。 施行期日は令和 7 年 3 月 31 日でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 (「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

戸 毛 総務課長	日程 9 議第 55 号「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛総務課長。 失礼いたします。それでは、議第 55 号「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について」ご説明いたします。議案等説明資料の 6 ページをお願いいたします。 まず、今回の変更の主旨でございます。令和 7 年 3 月 31 日をもって奈良県広域水質検査センター組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合から脱退することになるため、同組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、同組合の規約の一部を変更することになります。なお、この一部の規約の変更につきましては、地方自治法第 290 条におきまして、議会の議決を要することが必要なため、今回上程するものでございます。 今回変更する規約につきましては、奈良県市町村総合事務組合規約。変更の概要につきましては、別表第 1 及び別表第 2 中、「奈良県広域水質検査センター組合」を削るということになりまして、現行の 39 市町村・15 一部事務組合から、県内 39 市町村・14 一部事務組合に変更になるということで、議会の議決を経て、令和 7 年 4 月 1 日をもって施行するということでご提案をさせていただいております。ご審議議のほど、よろしくお願い申し上げます。 野 木 議 長 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ）
---------------------	---

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 10 議第 56 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

小原参事。

小原 参事

ご説明申し上げます。提出議案等説明資料の 7 ページをご覧ください。議第 56 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について」ご説明させていただきます。

まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,400 万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出の予算額を 64 億 347 万 7,000 円とするものでございます。続きまして地方債の補正でございますが、河川整備につきまして限度額を 500 万円増額しまして 1,000 万円にするものでございます。公共土木施設災害復旧につきまして限度額を 90 万円増額しまして 740 万円にするものでございます。

続きまして、歳入の補正でございます。15 款「国庫支出金」で土木施設災害復旧費負担金といたしまして 210 万円の増でございます。20 款「繰越金」につきましては 600 万円を増額するものでございます。次に、22 款「町債」につきましては、先ほど地方債の補正でご説明いたしましたとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。主なものといたしましては、全課にわたり職員給与費といたしまして、人事異動等に伴います 406 万円を減額するものでございます。2 款「総務費」のうち、協働のまち推進事業 576 万円、公有財産購入費といたしまして吉野見附三茶屋敷地購入費になっております。また、電算管理事業 330 万円、情報システム標準化支援業務委託料でございます。7 款「土木費」のうち、交通安全施設事業 100 万円、町内交通安全施設修繕費の増額に伴う補正でございます。また、河川整備事業 500 万円、これは吉野川分水路、丹治・飯貝地内の浚渫事業の工事費の増額に伴う補正でございます。10 款「災害復旧費」で現年補助災害復旧事業 300 万円。こちらにつきましては、令

	和 6 年 7 月、8 月の豪雨による災害復旧工事費の増額に伴う補正でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
野 木 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 11 一般質問に入ります。 西澤巧平議員より出されております (1) いつまでも安心して暮らせる町について の一般質問をお願いします。 西澤議員。
西 澤 議 員	9 番 西澤でございます。 トップバッターということで、今回は議長を除き 8 名全員が一般質問をされます。後が大変つかえておるようですので早く話を進めたいと思います。 まず最初に、6 月の定例会で老後の不安を解消し、生き生きと暮らすための終活支援事業を提案させていただきました。早速、検討いただき事業化をしていただいていると聞き及んでおります。ありがとうございます。 今回は、いつまでも安心して暮らせる町というテーマで質問をさせていただきます。質問が多岐の分野にわたり広がると思いますので、何点か、町民が安全に安心して暮らせる取組の提案をいたしたいと思います。 まず 1 番目に命をつなぐ防災対策について。最近も石川県で大きな地震がありました。年末となり本年を振り返ってみますと、令和 6 年はまさに今までの

想像を超える災害の年でありました。元旦の能登半島地震に始まり、梅雨の影響による九州、四国方面や東北、日本海側の大雨災害、夏には日本列島を縦断した台風 10 号、11 月には与論島や沖縄北部の線状降水帯による大雨災害。まさに自然災害の年であった印象が残っている 1 年であります。

とりわけ町民の皆さんが最も恐怖を抱いたのは、8 月に発生した日向灘を震源とする地震と、そのあとに発表された南海トラフ地震臨時情報ではなかったかなと思います。そのときは、水や米やトイレトペーパーなど、ほとんどの生活に必要な品物がスーパーマーケットからなくなり、品物が不足してなくなるときは全国同じように一斉になりますが、物が流通して足りてくるときは都会からで、このような吉野のような田舎は後回しになります。

今や、防災はパフォーマンスではあってはならない時代です。有事のために平時に何をするか。災害対応の基本は、一人一人が自ら取り組む自助、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む共助、国や地方公共団体などが取り組む公助の組合せが重要だと思います。

そこで今回は、公助として町が取り組むべき事業として、防災カタログギフトの配布を提案いたします。防災グッズや備蓄品は必要だとわかっていても自分ではなかなか買わない、買えないものです。また、何を買えばいいのかわからない方もおられるかもしれません。カタログの中から、自分や家族に必要なものを選べるという点で、防災カタログギフトは大変有意義なものだと思います。災害の準備は何人家族か、乳幼児がいるか、子供はいるか、高齢者は、ペットはいるか、世帯の状況により大きな違いがあります。また、町民一人一人を対象に一定を配布することで、町民の方々に改めて在宅避難に関する必要な備えを点検してもらい、防災意識を高める効果があると思います。町長はどうお考えですか。

野 木 議 長

中井町長。

中 井 町 長

西澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな意味でのいつまでも安心して暮らせる町について、その中でも

今、ご提案も含めていただきました防災対策についてでございます。この件に関しましては、私の公約、そしてまた三つの柱の一つでもあります。その中で、やはりこの自助、共助、公助の今の状況でございますが、吉野町の場合を見ますと高齢化率が 53.7%。これ災害に遭ったときに、自分の命を自分で守れるか、非常に厳しい状況であろうかなというふうに思います。共助というのも助け合いですから高齢化が高い中で非常に厳しい。ですから公助としての役割が非常に重要になってくるかなと。それと同時に有事のときではなく、やはり平時からそういうふうな意識を持つ。今ガーディアン 72 ということで、3 日間、72 時間災害のときに対応できるようなガーディアン 72 B O X という協定を結んでいます。また今月 20 日に備蓄をする予定ですが、これは企業からの協賛でございます。そういった意味でいくと、今ご提案いただきました防災カタログギフト。これに関して公助としての役割として、先ほどこちと女性視点とか子育てということもおっしゃっていただきました。これに関しては職員の中でも女性視点が不可欠であるかなと。今現在、非常に男性が中心になっていますので、今こういうカタログギフト的なことを通して、職員の意識の変化、そして町民の意識の変化、また自治協議会等々防災意識が高まっていますので、そこへのヒアリングも含めてどういうふうなカタログが、カタログといえますか防災が必要なのかということも職員も含めてしっかりと検討してまいりたいなと。すばらしい提案だなというふうに思います。ありがとうございます。

野 木 議 長

西澤議員。

西 澤 議 員

ありがとうございます。

何故こういうことに気づいたかといいますと、町では毎年年末に町内で買い物ができる商品券を販売しております。利用する私にとっても大変ありがたいことですが、この事業は総事業費 1 億 3,000 万で 3,000 万円は町費で負担をしております。間違っていないですね。大体そんなもんですよね。この事業は、最近利用する人も固定化されているように思います。3,000 万円の町費を町民の 6,000 人足らずの数で割ると、大体一人 5,000 円の勘定になります。この

3,000 万円の予算で、町民全員に防災カタログギフトを配布することができるのです。0 歳から 100 歳まで、一人一人に必要な備蓄品を揃えることができ、これによって一人でも多くの人が救えたらと考えます。

昨今の自然災害は想定をはるかに超えた状況となっております。どんな災害がやってくるかもしれません。万全な災害への備えというのではないかもしれませんが、しかし、だからこそ少しでも防災グッズや備蓄品を備えて、身の回りに訪れる災害リスクを回避できるような事前準備と意識向上が、住民の安全、安心へと導くことになると思います。

提案としてですが、災害が起こったら停電や断水が起こり、トイレがなくなったりしますので、そのために公助としてできること、マンホールトイレなんかも備えておくことがいいのではないかと思います。そして、けが人など運ぶのに、夜中に救助ヘリが離着陸できるような場所に照明を設置して、ナイター設備を整えるということもやっておいたらと思います。大体提案です。

続いて、デマンドバスの乗降場について質問いたします。

デマンドバスは令和 4 年から開始し、それまでのスマイルバスと比べると格段に便利になっています。乗降場は概ね 400 メートルの区間で、見通しがきいて安全に乗り降りできる公共の場所を基本として、現在約 250 か所設置されています。利用者の中心は 75 歳以上の高齢者となっており、吉野町の人口が 10 月現在 5,866 人で 75 歳以上の人口が 1,884 人、3 人に 1 人となっています。そのうち、比較的自立できるであろうと思われる要支援 1 から要介護 1 の介護認定者も 300 人となっています。6 人に 1 人です。このような状況の中で、乗降場がもっと家に近かったら助かるなあというお年寄りの声は皆さん聞いておられると思います。そこで、このようなお年寄りに対し、デマンドバスをより利用しやすくするためにドア to ドア、玄関まで迎えに行く高齢者に優しいデマンドバスの運用に変えればいいなということで、いろいろ協議をしていただきたいという提案を込めてですけど、答えれたら答えていただいても結構ですけど。

野木議長

中井町長。

中井町長	ただいまのデマンドバスを玄関までということで、高齢者にやさしい運行形態でございます。この運行に関しましては、定時定路線からデマンドに切替えて、今も登録者数からすると利用者数は676ぐらいで利用しているのですけれども、定時定路線からいくと便利になったと言われる方もおられます。ただ、おっしゃるようにこの満足度というのは、高齢化率が上がってくるとできる限り更なる向上を求められるというのが、今の吉野町の状況ではないかなというふうに思っています。この点に関しては、今、道路運送法の改正もガイドラインが通達されて、許可または登録を要しない運送も、今ライドシェアとか公共ライドシェアとか、我々も首長全国ネットワーク会議の中でもいろいろその議論を進めています。国土交通省の局長クラスと直接話をさせていただいたりしています。ですからこの辺のガイドラインというのは非常に緩和されてまいりました。その中で、今のデマンドの運行ではなかなか玄関先までは行けませんが、今後やはり全国のそういう取組も含めながら、どういう形であればよりこの地域運行の満足度があがってくるのかというのを、もっともっと国、そしてまた全国各地の取組を参考にしながら進めてまいりたいなというふうに思っています。現段階のところは、さらに進化を求めてやっていきたいという答弁でさせていただきたいと思います。
野木議長	西澤議員。
西澤議員	とりわけ体の不自由な方を優先して考えていただいたらと思います。 次に、吉野中学校の通学バスについて。この件は9月の定例会の予算委員会でもお話しましたが、令和4年4月に小中一貫教育校として吉野さくら学園が開校されました。それに伴い河原屋以外の小学生がバス通学になり、一人月1,200円のバス代が免除となり無料となっています。しかし、その小学生が中学生になると一部の免除制度はありますが、途端にひと月1,200円の負担となっています。同じ場所に通学する生徒なのに小学校を卒業して同じ場所にある中学校になるとバス料金がかかる。大変違和感があるというか、すごく理不尽

	な話であると思いますので、小中一貫校となり同じ場所の学校に通学する中学生のバス料金も小学生と同様に無料にしたいと思っています。これも提案ですけど。いろいろ生活していくのに、電気代に太陽光の賦課金みたいなのがかかってみたり、なんやかんやと全ての住民に大変負担のかかるような政策を国は出してくれますので、町でできる、やっぱり住民の負担を少しでも軽くして吉野に住みやすいなあというふうにすること、小さなことでもしていただいたらと思います。もし考えがあったらお願いします。
野 木 議 長	中井町長。
中 井 町 長	ただいまの通学バスの無料化でございます。これもさくら学園になって、私も通学路安全対策協議会というのがございまして参加しております。県では知事がトップになり、それぞれの各自治体の首長と様々な意見を聞くという場がございます。会議には土木も入り警察も入りその中で意見でもございます。 中学生になってバス通学もしくは、自転車の選択制の導入もずっと望まれていました。その中で、小学校はバスで行きながら、今の小人数制になっていったときの不安とか様々なこともあって、ここは、なかなか6年間バスで来たら自転車とか難しいかなという部分もありました。その中で今教育委員会のほうでも、7年度につきましては路線の組替え等により、自転車通学生の座席確保が可能であるとの試算が出てまいりました。今までルートを変えていくときに座席を確保出来なかったのが、ある一定程度教育委員会の試算では確保できる可能性が出てきたので、現在、利用料金についても無償化に向けて、来年度の予算編成にもなってくるかなというふうに思いますが検討中であるのご報告をさせていただきます。
野 木 議 長	西澤議員。
西 澤 議 員	中学生になると自転車通学になる人もおるようですが、小学生のときにバスで通学していて中学生になってもバス通学できるように、バスの本数を増やさ

	ないといけなかわかりませんが、安全面のことを考えて検討していただけたらと思います。ありがとうございます。終わります。
野 木 議 長	続いて、辻内正誠議員より出されております (1) 旧吉野小学校跡地のプロポーザル募集に関して (その 2) (2) 防災と減災について (その 4) その時吉野町は何をしたかの一般質問をお願いします。 辻内議員。
辻 内 議 員	3 番 辻内です。一般質問をさせていただきます。今回は、旧吉野小学校跡地のプロポーザル募集事業と防災・減災について、8 月 8 日の巨大地震注意報発令時の吉野町役場の対応について質問させていただきます。それぞれ 15 分程度を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。 まず一つ目の質問、旧吉野小学校利活用に関するプロポーザル募集要領について質問、もしくは確認いたします。本件は 9 月の一般質問に続いて 2 回目でございます。お断りしておきますが、決して最終決定した奥村組さんの提案に異を唱えるものではありません。非常に素晴らしい提案で感謝しております。町の説明を受けて、最終的に賛成した私自身の判断が正しかったのかどうかの決定プロセスを明確にしたいということについての質問でございます。 大きく 3 点ございます。1 点目、募集要領について。2 点目、10 月 15 日の全員協議会における説明資料と説明について。3 点目、応募資料と建築確認済証に関する私の疑問点であります。 まず 1 点目、募集要領についてです。一つ目は確認で終わりたいと思います。前回 9 月の一般質問において、私は、建築確認済証にかわる検査工事を公募で決定した会社が行う旨の説明が、公募前の委員会等においてなかったのではないかと質問しました。副町長が議会や委員会での説明をしてくださいましたが、納得出来ませんでした。そのあと気づきました。つまり、建築検査済証に相当する検査工事を募集審査で決定した会社が行うという説明そのものが、実は募集要領を公開することに相当し、募集要領を公開する前は入札談合等に関する

	法律に触れる情報であると、こういうふうな理解でございます。副町長にお尋ねします。私の理解で間違いございませんか。
野 木 議 長	和田副町長。
和田副町長	今、辻内議員さんがおっしゃっていただいたとおり、9月の一般質問の法適合調査を決定した会社が行うのかという中で、私のほうから令和6年3月7日の総務文教厚生委員会の資料の中で説明をさせていただいたという発言をさせていただいたのですが、再度確認をしたところ、募集要項に法適合調査の実施と調査費を明記するという、それだけの説明であったというふうに思っております。9月で答弁させていただいた内容について訂正をさせていただきたいと思います。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	ありがとうございます。 続きまして、同じく募集要領についてでございます。募集要領に最低賃借料の記載がありません。私は点数配分も全て理解しています。全部読んでいます。結果的に奥村組さんは年間257万円を提示して、この配点200点満点中の配点20点の20点を得ていますが、1社の募集でしたので年間1万円でも満点の20点を得られる。理屈的には。なぜ最低賃料、旧吉野小学校の最低家賃ですが記載というか募集要領にないのか。前担当課長が仮に8,000万円の検査工事を200万円なら40年でペイ出来ますというような話はしたことはある。どこにも書いてはないですけども。その最低賃料の記載が募集要領にない意図を説明願いたい。お願いいたします。
野 木 議 長	小原参事。
小 原 参 事	募集要綱に賃料の記載がないというご指摘でございますが、今回の旧吉野小

	学校学校跡地利活用事業の募集要項、これはかなりの枚数ページ数になってまして細かい資料にはなっているのですが、見つらくて非常に恐縮だったんですが、賃料につきましては募集要項の 6 ページから 9 ページにかけて、貸付け条件ということで、そのうち 8 ページに最低価格として記載させていただいております。以上でございます。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	すみません。ちなみにいくらと書かれていますか。
野 木 議 長	小原参事。
小 原 参 事	最低価格といたしましては、土地賃貸借契約の場合は年額 106 万 8,000 円以上、事業用定期借地権設定契約の場合は年額 256 万 8,000 円以上ということで記載させていただいております。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	すみません。私の勉強不足でした。 2 点目。10 月 15 日の全員協議会の資料と説明について質問いたします。優先交渉権者の選定は、町役場の政策会議にて行われたという説明がございました。最終決定が政策会議であるとの説明が、過去の委員会なり何だかでありましたか。あればいつのどの資料でしたか。私は選定委員会の結果が決定だと、このように信じておりました。この 10 月 15 日の全員協議会まで、逆に言うと知らなかったということですが、私の記憶ミスでしょうか。確認をお願いします。
野 木 議 長	小原参事。
小 原 参 事	まず、10 月 15 日の全員協議会の資料に関してということで、これまで議会

	のほうに対しましては一般的な公募型プロポーザルの流れということで、プロポーザルの流れについてはご説明させていただいておりました。ですので、それまでは政策会議で決定するというような説明はいたしておりません。今回は事業者選定委員会の結果を踏まえまして、町としての意思決定を行うということで、政策会議において選定委員会の結果を報告、共有いたしまして、町として奥村組を優先交渉権者として決定したものでございます。それを受けて10月の全員協議会におきまして、募集開始から基本協定締結までの流れといたしまして一連の経過と詳細についてご説明、ご報告させていただいたと理解しております。
野 木 議 長	辻内議員、議長から辻内議員に申し上げます。議員必携には質問内容が単なる事務的な見解をただすにすぎないもの、また、制度内容の説明を求めるもの、そして、議案審議の段階でただせるものなど、一般質問としては適当でないと、このように記載されておりますので注意をして発言をしてください。
辻 内 議 員	今の小原参事の説明ですと、結局、当日まで我々は政策会議で決定しますということを知らなかったと、こういう理解でよろしいですか。
野 木 議 長	小原参事。
小 原 参 事	政策会議で最終決定するというふうなご説明はそれまではしておりませんで、結果を全員協議会で報告させていただきました。ただ繰り返しになりますが、決定するというのは町の意思決定をするということですので、それをこれまでの資料等では書いていなかったのはありますけども、最終的にはこれはもう、県の話で恐縮ですけども、プロポーザルした場合に選定されても最終的には組織としての意思決定を伴いますので、それを今回ご報告させていただいたということでございます。
野 木 議 長	辻内議員。

辻内議員	そのこと自体は理解したとしても、2社3社が甲乙つけがたい募集があれば、結局その場で決まっていたということですので、もうそのことについてはどうこう言いませんけども、私自身が次から気をつけたいと思います。 次ですがこれは単なる常識を問う質問です。9月25日付のホームページの優先交渉権者の決定については発行者の名前がございません。吉野町なのか選定委員会なのか。「吉野町では」で始まる文章の「吉野町では」は一体何にかかるのか。これ中学校の国語の3年生ぐらいの答えが三つぐらい考えられるんです。吉野町が決定したのか、選定委員会が決定したのか。これ、当たり前のこととして別にこの文章だけと違うのです。他にもあります。前にも指摘したことあります。誰からの発信ぐらいはホームページに記載しませんか。どうですか。小原参事。
野木議長	小原参事。
小原参事	9月25日にホームページに記載した資料で発行者の名前がないというご指摘ですが、おっしゃるとおり確かにその資料には、吉野町は決定しましたという旨の記載はありますけども、クレジットとして吉野町政策戦略課とかそういうことは記載しておりません。ただこれいろいろご意見あるかと思うのですが、他の同じような事例で公募して決定しているというものを参考にさせていただいておまして、それと同じ形をとったということですが、確かにわかりにくいということにつきましては今後ちょっと工夫が必要かなと思っております。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	次に、審査資料について質問いたします。私は公文書一般開示を請求して、10月16日に閲覧させていただきました。ここからわかったことと、気づいたことについて質問いたします。まず、審査資料は先ほど全員協議会の説明と同じく奥村組さんという名前は出てきません。YグループもしくはY社となって

	おりますが、その中に弊社は 1968 年に旧吉野小学校を施工、つまり建てたとあります。これ審査委員がその気になれば奥村組さんと分かるのではないですか。これ如何ですか。お願いいたします。
野 木 議 長	小原参事。
小 原 参 事	まず、奥村組という名前を伏せるというのは、これは選定委員会のほうで決定されたことです。実際にこれ私の経験もありますが基本はそういう業者の名前は消します。ただ、提案内容の中で実績、それまでの事業実績ということていろいろ書かれております。そうしたものと人によってはそれが分かるという可能性はあります。ただ、委員会の議論の中では、あくまでも Y 社ということで企業名は出さずに議論をしておりますし、お互いにそういう具体的な名前を出し合って選定するということとはございませんので、そういう意味では保秘は保たれていると思っております。
野 木 議 長	辻内議員、先ほども注意しましたが、質問内容が単なる事務的な見解をただすにすぎないものと私は解釈しますので質問を変えてください。もう少し大所高所からの質問をお願いしたいと思います。
辻 内 議 員	はい、わかりました。 事務的といいますか、これ大事なので一つだけ、これを最後に許していただきたいのですが、ちゃんと質問書に書いていますので。吉野町は検査済証を誰が県からとりますか。もしくは県へ申請しますか。吉野町ですか、施工会社ですか、設計会社ですか。最近のさくら学園や津風呂湖艇庫、そして分かる範囲で最も古い旧中竜門小学校や運動公園の建物について教えていただきたい。お願いいたします。
野 木 議 長	小原参事。

小原 参 事	検査済証を誰がとっていたかというところで、まず旧吉野小学校の建設時の検査済証に係る手続の記録はちょっと残っておりません。その当時の施工会社と設計会社双方に確認はしていますが、結局明らかにならなかったのが今日に至っているということです。 最近につきましては、ご質問にありましたさくら学園とかカヌー艇庫、これにつきましては、工事の施工管理を行う設計会社が代行してやっていたというのでございます。古い例といたしまして旧吉野北小学校のほうも確認しましたが、そちらも同じように設計会社がやっているということです。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	はい、わかりました。 質問の最後に、今まで2回議長から不適切ということでございますが、わかったことを私なりに整理しておきます。まず、法的検査済証がなかったという事実。それから法的検査済証がないために、吉野町はその書類に相当する調査工事をするために8,400万円を用意したということ。応募検査審査の結果、吉野小学校跡地の利活用は奥村組さんがするという事となった。結果として、法的検査済証に相当する調査工事は奥村組さんがするという事になったということ。奥村組さんは1968年に今ある旧吉野小学校の施工会社であったということでございます。吉野町はわかっている範囲で今まで検査済証は設計会社にかかわって取ってもらっているということでございます。 ここから先は私の仮の過程でのあれですので何も申しません。まだ今から私なりに調査を進めますのでお待ちいただきたいと思います。 次に大きな2点目。防災減災について（その4）その時吉野町は何をしたのかについて質問いたします。8月8日に日本の歴史上初めて巨大地震注意報が出された際に、吉野町役場の役場が、役場としての役割を守るという視点での対応は、私は全くなっていなかったんじゃないかと思っております。まず、大きな問題として対策本部は設置しましたか。吉野町地域防災計画の305ページには、第3巨大地震注意報が発表された場合云々とあります。次ページ、306の

	最上段には災害対策本部を設置して云々とあります。設置されましたか。
野 木 議 長	戸毛総務課長。
戸 毛 総 務 課 長	今、8月8日の巨大地震の注意報についてご質問があつて、対策本部のお話があつたと思います。 先に簡単に、今回の南海トラフ地震臨時情報についての対応が大きく分けますと3カテゴリーございます。一つ目は南海トラフ地震臨時情報調査中。これは最初るときも最後るときもございますけども、この調査中という点が1点。それから南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意、それから南海トラフ地震臨時情報巨大地震警戒、それから南海トラフ地震臨時情報調査終了という大きなこのカテゴリーにまず分かれてくるということがございます。 今回は、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意ということが発表されたということに基づきの対応になります。議員おっしゃいますように、地域防災計画ではこの南海トラフ臨時情報巨大地震注意については、場合によっては対策本部を設置するという事も確かに書いてございます。ただ、今回の場合は、政府とまた国の要望もございまして、大きく、県それから国から発表されていますが、事前の避難は伴いませんが日頃からの地震への備えへの再確認に加え、地震が発生したらすぐ避難できるように準備しましょうというような、比較的抽象的なご指示がございました。それに基づいて、我々も令和6年8月8日、一旦、まず、町長、副町長、教育長それから防災担当も集まりまして、今後の体制をどうするかということを注意報の発生と同時に検討を始めてまいりました。その結果、令和6年8月9日付で、一旦、災害対策本部にすぐ立ち上げるような形、いわゆる気象情報で言いますと初動対応にできる体制は備えております。そこから、各管理職に対しまして震度4の地震が町内で発生したら無条件で参集してください。もしくは、吉野町が震度4でない場合についても、ほかの地域で4が発生した場合については職員を参集する場合がありますと。あわせて対策本部の設置については、震度4が発生した場合につきましては、今回は庁舎の耐震の問題がございまして、吉野町中央公民館2階を中心に災害

	本部を立ち上げるというところまでは、8月9日の時点で確認をし、各管理職のほうに文書をもって通知しているところでございます。なお住民につきましては、そこから先、毎日音声告知放送、オンライン等で周知をしております。議員ご指摘のように今回の注意ということについての解釈についてはいろいろ難しい点がございましたので、その辺またご指摘をいただきたいと思いますが、まず対策本部関係については以上になります。よろしくお願いします。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	私は、今の戸毛課長がおっしゃったことを理解するかしないか難しいですけども、ここにやっぱり書かれているのですから対策本部というものを一旦設置して、その中で今、戸毛課長がおっしゃったようなことをきっちり周知徹底する、最初の会議は30分でいいんですよ。対策本部会議で30分、今おっしゃったようなことを周知徹底して、そして何もないければ1週間後に解散すべきだ。そうでないとこれ何なんだということを私は言いたい。 あとは一つ一つ回答の必要はありません。何点か指摘、もしくは提案をさせていただきますので、最後にまとめて町長なり副町長から感想をお聞かせ願いたいと思います。 まず一つ目、今の戸毛課長のお話にもありましたが、避難希望者の対応は準備されましたか。震度6で倒れる家は吉野町にたくさんあります。希望した人がいなかった、いないと考えたならこれは役場の啓蒙不足です。避難者の希望者がおられなかったこと自身が問題だと私は思います。 二つ目、この庁舎及び分庁舎の家具やロッカーの転倒防止策はされていますか。この庁舎。されましたかと。全くされてませんよね。ロッカーの上に分厚いファイルとか置いてませんか。私よく1階行きます。住民の方も来られます。名前出して悪いですが、玉村課長の後ろ帰ったら見てください。震度4でこの建物もってても上から分厚いファイルが落ちてきて玉村課長大けがしますよ。下手したら命失くしますよ。あのポジションであんなごついファイル載っていたら。そういうとこいっぱいあるじゃないですか。こんな役場で、役場そのも

のがその模範となるようなことをしないで、町民に倒れるものの防止をしましょうとか、何かをしましょうなんておかしいでしょう。おかしくはないけど何か違うでしょう。自分たちが模範もしてないのに、誰が見てもわかりますよ。1階たくさんお客さん来るのに。思いませんか。おかしいですよ。

それから普段やらない訓練、三つ目です。質問通告書には自治会との防災無線訓練と書きましたが、そもそも防災無線が自治会に配布されていないということを私は後で知りましたので、例えば提案として、吉野町には70人以上の外国籍の方がおられます。その方は、ほとんどとはいいませんが多くの方、日本語読めません。わかりません。じゃあそのときどのようにその外国人の方には伝わっているのか。これぐらいサンプリングでいいから調査しません。しましたか、してないでしょう、恐らく。一人一人取り残さず、外国人の方も町民ですよ、住民ですよ。いってないじゃないですか。私はそういうことをやっぱり、こういう機会だからこそきっちりやっていただきたかった。

そして四つ目、この庁舎の職員の安全確保と災害時の役場の果たすための提案、これいちばん大事ですからね。この庁舎震度6きたら絶対潰れてしまうのですから。今きたらこれ全員ここにおる人はほとんど大けがするか亡くなるのですよ。3人いたら1人は通常勤務、1人はオンライン、1人は年休とか、この庁舎で働いている人の安全を守って、もしも何かあったときには役場としての役割をきっちり続けれる状態をつくるという考えありましたか。この情報が出たときに。なかったじゃないですか。そんなことで住民の安全は守れると思っているのですか。おかしいでしょう。副町長どうですか。その次町長どうですか。

野木議長

和田副町長。

和田副町長

南海トラフの関係については、総務課長が説明をさせていただいたとおりでございます。そのときに災害対策本部を設置するかしないかというその前段階で止めていたというのは事実だと思います。ただ、今後その辺の部分については慎重に審議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

それと今、避難希望者のお話があったと思います。避難希望者については、通常災害の種類によるとは思いますが、台風が来た場合であったり風水害であったり、地震の場合と色々な場合があります。各地区で自主防災の組織を立ち上げていただいておりますし、自治会の会長さんとも連携をしながら、各地区に実情に精通しておられる区長さんであったり地元の消防団の方もおられますのでそういった方との連携も含めて、当然災害の種類によって避難の希望者も変わってくるとは思いますが、その辺の部分については迅速に連携をしながら進めていかなければならないと思っております。

あと転倒防止については、今辻内議員さんがおっしゃられたとおりだと思います。その辺の部分については、ロッカーの上に書類を載せておくとかそういうスペースの問題もありますが、十分検討していかなければならないし、この庁舎自身が65年たっており大変危険であるというのも認識しておりますので考えていく必要があるというふうに思っております。

それと外国人の方でございます。大変たくさんの外国の方が来ておられます。公民館のほうでも日本語教室とかいろんな形で、病院に行くとか災害の場合とかいろんな言葉が障害にならないように取り組んでいただいていると思いますが、さらに詳細に把握した上で進めていくべきであるというふうに思っております。

それと職員の皆さんの安心安全というのが大変重要になってくると思いますので、その辺の部分につきましては、できる範囲で配慮していかなければならないというふうに思っておりますし、まず庁舎の安心安全という部分が大前提になってくるのかなというふうに思っております。以上でございます。

野木議長

中井町長。

中井町長

今回の南海トラフの臨時情報でございます。報道に対する危機意識、そしてまた職員の安全、そこに対する辻内議員の提案も含めての質問かなというふうに思います。恐らく全て完璧ではなかった、今の質問からもやはりロッカーも当然そうですし、我々もこの状況の中でヘルメットを横に置いておく、それだ

	けでも危機管理が変わってくる。この辺総務課長にも少し指示したことあるのですが。今のヘルメットの個数等々です。ただ全て揃わなくてもある分だけでも出していく、そのことが全体にとっての危機意識につながるかなというふうに思いますので、全てとはいかない部分に関しましては、しっかりともう一度整理して、先ほどの外国人には特に今つながる日本語教室やっています。その中でごみの出し方とか災害時に対するいろいろ教室もやっています。その中でどれだけカバー出来たかとか、逆に言うたらどういう発信が出来てなかったかももう一度整理して、今後、一つでも二つでも完璧に近づけるように取り組んでまいりたいなと思います。
野 木 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	以上で質問を終わりますが、この注意報というものも初めてですし、住民の方にやはり危ないよということを伝えるには、この役場がまず何か、役場に足を運んだときに役場が何かしている、動いていると。今日は3人のところ1人しか来てないんやなというようなことが、やらないと伝わらないですよ。本当に。口で何ぼ言うても。それだけはお願いしておきたいと思います。ちょうど時間ですので終わらせていただきます。ありがとうございました。
野 木 議 長	続いて、山本義史議員より出されております (1) 旧吉野小学校跡地の利活用について (1) 災害時の避難訓練について の一般質問をお願いします。 山本議員。
山 本 議 員	山本義史でございます。一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。辻内事業の迫力のある一般質問の後はやりにくいんですけども、私は町民の方からいろんな意見を聞きます。私の分かる範囲でいろいろと回答しているのですが、やはりわからない部分とか、あるいはこういう町民

の方の素朴な要望とかを一般質問としてさせていただきたいなと思います。大きくは旧吉野小学校跡地の利活用についてということで辻内議員とちょっと似通ったことと、それから防災の関係で西澤議員あるいは辻内議員、そのあととか、皆さんがこれから重要だなと思うようなこと、素朴な意見ですけれどもちょっと聞かせさせていただきたいなと思っております。

利活用についてということで、事業者さんがいろいろなことを考えていただいているということで、非常にありがたくは思っておりますが、町民の方、いろんな人に聞きますと、旧吉野小学校跡地というのは、吉野町にとっていちばん利便性のいい町が持っている土地であり近くに駅がある、銀行がある、あるいはスーパーがあつたりコンビニがあつたりするいちばんの1等地である。そういう場所であるのに、どうしてひと月257万円じゃなく1年間で町に支払う賃料、年間の合計というのが257万円なんかというのを皆さんに聞かれます。これをやはり、町民の皆さんにわかりやすく説明していただけないかなと思います。ホームページには載っておりますが、旧吉野小学校跡地利活用事業者選定委員会というところから出されている、旧吉野小学校学校跡地利活用事業審査講評の中の3番、提案価格に関わる評価点の算定、ここで257万という話が出ているのですけれども、これ町のホームページに載っていても大体わからない、理解出来ないというのが本当でございます。先ほど辻内議員の質問の中で、最低賃料が256万8,000円という金額だということで、それで257万円だったら最低を上回るとるなというのを思いましたが、このもともとの257万というのがどのように決められたかということを、町民の方にちょっとわかりやすく説明してさせていただきたいなと思います。

野 木 議 長

中井町長。

中 井 町 長

山本議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

旧吉野小学校の利活用について、賃料の件でございます。質問でもあるように吉野町の中でいくと、過去の利活用も含めて一等地であると。ただ、今回、公募も含めてですけど、例えば好きなように使ってくださいよと、その事業を

	規制もかけずにやっていただければそういう賃料とか、また違うかもわかりません。ただ、吉野町の活性化に期する、にぎわい拠点とか様々な条件をつけながら貸しているというプロポーザルをかけているのが、まず前提条件としてご理解をいただきたいなと思います。そして、旧吉野小学校の利活用事業に関する事業者に対する負担、賃料でございますが、先ほどおっしゃっていただいたように借地権を設定した場合として年額 256 万 8,000 円と、最低価格を設定しております。金額は不動産鑑定評価の結果を受けて、更地価格に原価率 20%を加味し基礎価格を算出し利回りを乗じた額を純賃料とし、そして吉野町の固定資産税の評価等をお願いしている事業者に行っていただき、賃料は適正な額と考えている。不動産鑑定評価は吉野町の固定資産税の評価等をお願いしている事業者に行っていただき、賃料は適正な額と考えている。あわせて貸付け後は、町が負担していた維持管理費、これは放置しておくで年間 200 数十万円の支出が上がるわけですが、財政の負担も軽減が見込まれるという形での現在の賃料となっております。あと補足は、もしあれば担当職員から説明させていただきます。
野 木 議 長	参事ありますか。よろしいですか。
小 原 参 事	はい。
野 木 議 長	山本議員。
山 本 議 員	一般質問で式並べてもなかなか理解出来ないなので、そういう式をもとに出したということであります。そういうのも、ホームページのところにちょっとこう書いといていただくと、町民の方もわかりやすいんじゃないかなと思います。私の記憶が正しければ左曽の太陽電池の発電所があれ年間 2,000 万ぐらい。前から小さいところをやっていますけどもあれが 344 万。西谷のならコープの辺りあれ 500 万弱だったと思うのですけれども、これから比べるとかなり 257 万というのは安いのではないかなと。それは吉野町民の方がじかに感じているこ

	とだということをご理解していただいた上で今後の対応をしていただけたらな と思います。いろんなところで話を聞きますと製材所の方ですが、そんな安い 金額で借れるねやったら、我々借りたかったわという意見もございましたけど も、そういう意見が出たときにどのように答えられますか。
野 木 議 長	小原参事。
小 原 参 事	あくまでも今回は旧吉野小学校の校舎も含めて利活用していただくという、 町の発展、活性化につながる利活用をしていただくという提案を求めたわけ でございます、単純に土地とかをそのまま貸して終わりというものではござい ませんので、やはり、何某らの事業を、吉野町のためになる事業を行ってい ただく前提というのが条件となります。
野 木 議 長	山本議員。
山 本 議 員	そのとおりだと思います。土地借りてラッキーやなというものではない。た だ、その吉野町内にはプロポーザルの公募はされましたか。声はかけられま したか。
野 木 議 長	小原参事。
山 本 議 員	個々にお声かけをするということはございませんので、これは町内外問わず 募集要項で募集をかけた時点でももちろん吉野町内の方も目に触れる形になり ます。それは実際、募集要項を受けて提案していただくのを我々は待つ身でござ いますので、伝わっていることは伝わっていると思います。
野 木 議 長	山本議員。
山 本 議 員	要はホームページを見ろと。見てないのがあかんでという話だと思うのです

	が、そういう部分は多々あるかと思いますが、やっぱりそういう意見もあるということを加味して今後やっていただきたいなと思います。 それからあと、あの中には 20 年契約ということで、町に支払う賃料が 257 万円。3 年に一度の検討と書いてありますが、この金額はどうなんですか。上がる方向ですか。それとも下がる方向ですか。
野 木 議 長	小原参事。
小 原 参 事	ちょっと予断を持ってお答えはしにくいですが、その当時の地価とかその辺に左右されると思っております。
野 木 議 長	山本議員。
山 本 議 員	そうですね。そのとおりだと思いますけども、これは町の収入になります。257 万年間ね。それはやっぱり町民の収入になるものですからどちらかといえ ば下がることは避けていただきたいなと考えております。この建物自体の宿泊 としての最大収容人数は 164 名と書かれております。シングル型が 24 室、ツイ ン型が 24 室、ファミリー型が 5 室、合計 53 室で運営予定ということで、事業 者から単年度事業収支想定ということで、宿泊部門の収益計が、つまり売上げ みたいなやつですけども、1 億 530 万 6,000 円と出ております。これもう出て おります。それから経費を引いた金額、つまり利益になりますが、1,374 万 6,000 円と。この金額は土地の賃貸料 257 万円を差し引いた金額になっております。 これは計算の予想通りになるかどうかいうのもちょっとわかりませんが、 も、それだけの利益を生み出す計算をしているということなので、下がること は避けていただきたいなと考えております。それから、緊急時の対応というの も事業者さんは結構考えていただいてまして、その辺りは非常にありがたいこ とではございます。ただそれを任せっきりにするのはよくないなあと。どれぐ らいほど加味するのかいうのも考えながらやっていただきたいのですが、例え ば、もう完全にお貸しするというか使っていただく宿泊棟であったり交流と受

付と、それからお風呂、広場等は事業者さんの善意でもって、災害が起きたときはこういうふうに使いますよと示されております。それは非常にありがたいのですが、グラウンドと体育館というのは町民にも開放して、どうぞ使ってくださいという形でそれももちろんありがたいのですが、グラウンドは緊急ヘリポートとかドクターヘリポートの離着陸場になっております。私がちょっと懸念していますのは、それが維持できるのかなという、そういう発着場になるとは言うときながら、グラウンドを民間が少年野球とか無料で利用できるというふうに書いてくれております。どちらが優先になるかというのは今後の問題だと思うんですけどね。事業者側が優先するのか町民側が優先するのか。また、お風呂も町民や一般客の方にも利用をしてもらえんというふうに言っておりますけれども、これいずれも週末になると物すごく集まってくるという感じなんです。現在、設計図を見ますとプールのある場所、プールのところを壊して平らにして駐車場に利用するという計画になっとるみたいなんですけれども、どうしても週末駐車場がたくさん増えてきて必要になってくると、駐車場が足りるのかなというふうに考えております。そしてよく見てみるとその地図の中には、新設で車が降りられるようなスロープを設置するようですが、駐車場確保のために平素からグラウンドが駐車場化してしまい、緊急の場合のドクターヘリが着陸出来ない場合が出てくるんじゃないかなというのが懸念されるんですけど、それは如何でしょうか。

野 木 議 長

小原参事。

小 原 参 事

まず、現在の旧吉野小学校ですが、指定避難場兼指定緊急避難所ということで位置づけられておりまして、令和9年4月に予定しています旧吉小の事業開始以降も位置づけは変わりませんということです。議員のお話もありましたが、今回事業者から防災拠点機能に関する提案が出されておりまして、災害時の宿泊室の開放ですとか、温浴棟の開放、備蓄品の提供、防災井戸の活用だの、災害時には町と連携して避難所開設、災害対応が進められることとなります。事業者に任せっきりというのではなくて、あくまでも町の施設になりますので、

町の避難所でございますので、町の職員が主体的に運営を行ってまいります。おっしゃっていただいておりますドクターヘリとか、野球でグラウンドを活用するということで、車を停めると使えないんじゃないかということですが、災害発生時でも一定やっぱりドクターヘリの離着陸場等の機能がもちろん続くと思いますし、野球とかそういうスポーツの活動は実際避難場を開設しますと一定ちょっと制限かかるかもしれませんが、基本的にはグラウンドを駐車場としてかなりの面積を使うということではございませんで、その辺りはどの辺まで車を停めれるかとか、どの辺までだったらドクターヘリの運航に支障がないかとか、これから開設までの間に詰めていきたいと思っております。もちろん、町と奥村組さんと両方で避難所のほうを運営してまいりますので、町の職員と向こうの職員で情報共有やりながら、できれば合同の災害対応訓練というのも行いながら災害に備えていきたいと考えております。

野木議長

山本議員。

山本議員

大変いいことだと思っております。体育館も同じことで、町民に使っていただけるということなのですが、大規模災害したときに、宿泊棟が研修生で満室でというようなときは、体育館もやっぱりフル利用せんといかんようなことにもなります。参事が言っていただいたように事業者にお任せするだけじゃなくて、町と一緒に災害対策を、そして旧吉野小学校跡地を再利用していただけることを望んでおります。

続きまして、災害時の避難訓練についてということですが、災害時のことも先ほどからもお話ありましたが、やはり町民の方、結構いろいろと関心を持っていただいて、その中でもやっぱり年寄りの方とかひとり暮らしの方の意見というのがありまして、本当に素朴な意見ではあるのですが、国栖のご高齢の方がお願い事ということで言われました。それは、災害時のときの避難訓練を一回してほしいんやということで、避難訓練をしたことがないのが不安でしょうがないという意見です。災害時どのようにすればいいのか、誰が誘いに来てくれるのか。あるいは災害時にどこに逃げればいいのか。何か聞くと田んぼ

	の空き地に逃げろとか、国栖公民館とか新子公民館とか言われるが、そんな遠いところまで1人で避難出来へんし、川が洪水するのではないかと、川を渡るのが怖いとか、裏山の土砂崩れが怖いとか、そういったことをかなり言われておりました。やっぱり1回避難訓練をすることによって、こういう経路でいけば助かるねな、あるいは誰々と共助することによって安心できるねなというような安心感が、避難訓練で生まれるので是非してほしいという町民の方から言われましたので、ちょっと質問をさせていただいております。吉野町の自治会の中で実際に避難訓練を実施しているところは何所ぐらいありますか。
野木議長	中井町長。
中井町長	まず、災害時の避難訓練、大きな視点から私がお答えをさせていただいて、担当課から補足をさせていただきたいと思います。 おっしゃるとおり、高齢者の一人暮らし、二人暮らしが多い中で、やっぱり平時の訓練がいちばん必要かなと思います。南海トラフ地震の臨時情報もあつたり、そしてまた大雨洪水があります。その中で、今区長会も、この能登半島地震も含めて自治会、校区単位での避難訓練防災学習を自主的に企画実施していただけるよう、今年も区長連合会の研修において全区長を対象に、地震発生後72時間をキーワードとした防災研修会を開催していただきました。やはりそれぞれ区長さんも危機管理意識を持っていただくために、自ら研修会を区長会で開催していただいています。その中で、現在、防災に関する研修実施状況でございますけれども令和2年からでございます。国栖地区で1回、中荘地区で5回、上市地区、尾仁山で1回、轟が2回、中竜門地区の柳3回、吉野地区が左曾1回、竜門地区山口が2回、西谷が1回。こういった形で各地区防災研修を自主的にやっていただいて、そこに吉野町の職員もしっかりとサポートしながらやっている状況でございます。まだまだ各地区出来てないところもありますし、区長さん自らそうやって研修会を開いていただいて、もう少し全体的に開けるように推進もサポートもしていきたいなというふうに考えております。

野 木 議 長	戸毛総務課長。
戸 毛 総 務 課 長	今、町長から申しました回数は、いわゆる吉野町に要望があって、防災学習会というような形で出向いているものでございます。議員おっしゃるように、避難訓練を自主的にやられておる地区も、一定程度把握はしておりますけども、現状町のほうで、例えばそれをやったから報告してくださいというような制度を設けておりませんので、今回の質問を受けましてその辺を町としてもつかんでいく必要があるかなというふうに思っています。今回、区長連合会の研修のほうで、そういうことをやっていきましょうというような取組が始まりましたので、それを機に先ほど議員からもご指摘ありましたように、各地区でそういう避難訓練、もしくは防災学習もやっていただけるような機運を踏まえて、それを町が実際につかみながら、地区によって温度差がございますので、その辺はできるだけ調べて同じような対応で、今のような疑問が出ないような体制づくりを町だけでは難しいところがございますので、校区単位、もしくは自治会単位の区長さんをご相談しながら進めたいと思います。以上でございます。
野 木 議 長	山本議員。
山 本 議 員	実際に行っていたということでありがたいなと思いますが、やはり避難訓練じゃなしに研修が主になっているのではないかなと思います。何人か集まってこのときはここへ行きましょうとか、こういうグッズがここにありますよとかいうような研修的な講習的なものが多いので、自主的なもので避難訓練というのはなかなか難しいと思うので、やっぱり町が全部することも出来ないですが、町と地元の者とか協力し合って実際にやっていただきたいなと思います。 滋賀県に J I A M という全国市町村国際文化研修所というところがありまして、災害時の研修に行ったことがあります。大規模災害時に議員がすべきことという勉強をしてきたのですが、その中で小グループで分かれて討論をした

り意見交換をするような場面がありました。私のグループ6人ほどだったのですが、ほかの5人が言うのには全て避難訓練をやっている、実際の避難訓練をやっている。しかもその中の半分ぐらいは、結構大がかりで賞味期限が切れてくる非常食を実際に皆で食べたり、あるいは皆で炊き出しをして食べたりという、結構な時間を使いながら、その中にコミュニケーションが出来たりすると。それはいろんな意味で最近個別化しとる社会ではありますが、皆で協力して避難訓練をすることを通じてまちづくりにもなったり、意見交換にもなったり親しくもなったりということが発生しますということをその中で意見されていきました。吉野町も訓練には1年に1回必ず町民は参加、もちろん出席しない人もいます。そんなんしても大丈夫やという若い者とか車運転する者とかは余りしないかもわかりませんが、実際にご高齢の方はやってほしいと、やってもらったら安心できるんやという意見がございますので、是非ともやっていただきたいなと思います。

二つ目の質問です。宿泊施設、まあ宿泊施設だけじゃないですが、いろんな企業、また吉野町にはコンビニがあったりスーパーがあったり、あるいはまた大きな建物があって避難できるような場所があったりとかいうのもありますので、そういうところと地域防災協定あるいは災害時の応援協力協定とかは現時点で結んでおられるのでしょうか。旅館組合とかは奈良県に対して、避難の要請が来たらこの最低宿泊料で食事つけてお願いしますよというような協定書を交わしていますが、吉野町としてはそういう協定はされているのでしょうか。

野 木 議 長

戸毛総務課長。

戸 毛
総 務 課 長

今協定という部分で特に避難所に関しましては、従前からそういうご指摘を各地区から受けておりますので、本年度から改めて取組を進めておりますが、本年度協定を結びましたのはグランデージゴルフクラブさんにご協力をいただきまして、クラブハウスを中心に、例えば災害が起こったら受入れていただけるように協定を締結させていただいております。それから、中荘地区におきましては、野外学校と従前から一定の協力は得ていたわけですが、きちんとした

協定を町として結んでいきたいというようなことがございます。ただ、そちらのほうは宿泊者もおられますので、その辺の兼ね合いの調整を今進めていて協定自体は締結しておりませんが、受入れをいただけるというようなことの交渉がまとまっております。あと、そういう意味では先ほど小原参事からもありましたように、旧吉野小学校についても一定の協定を結んでどう受入れていただくかということは、もちろん町が中心になって避難所を運営していくということになりますので、そういうことを結んでいく必要があるかなと思います。あと、吉野山を中心にいろんな宿泊施設がございますが、確かにそこについてはこれからどうしていくか。先ほど議員がおっしゃられたように、県とそもそも協定がございますので、そこを踏まえてどうするかというようなことが必要かなと思います。あと、例えばコンビニ等で食料を提供していただくような協定については、まだこれからこちらの課題でございますので、そういう物品の協定をどのような範囲で結んでいくかということについては、我々も課題として認識をしております。あと諸々、いろんな所と燃料の話であったり、それから少し言いにくいですが、ご遺体の搬送等であったりとかいうようなことも踏まえて、協定を結べてない部分がございますので、その辺も含めて総合的に進めてまいりたいと思います。以上でございます。

野 木 議 長

山本議員。

山 本 議 員

私が考える避難訓練というのは、吉野町の場合いろんな場所で地域的なものがありますので、地域別な災害というのを考えながら、例えば洪水であったり、土砂崩れであったり、地震であったりとかいうのを想定しながら、各地域で年に1回ずつぐらいやっていって、ちょっと慣れてきた頃には、吉野町全体がそれこそ、先ほどからお話出ている南海トラフを想定したような実質的な避難訓練、協定を結んだところも含めて大がかりな訓練を年に1回ぐらいはやっぱりすべきではないかなというふうに思います。そういった実践的な避難訓練を通じまして、先ほどから話出ております自助・共助・公助、私は思うのは公助なんて大規模震災になったらほとんど何日間かできない。先ほどちょっと町長も

3日間どうのこうの言うてましたよね。3日間自分で生きれるぐらいになればという感じなんです、公助はなかなか時間とかがかかってきますので、やっぱりまず自分を守って、そして隣組、共助、こういったものを大切にせんとあかんと思いますので、その辺りも避難訓練を通じて実感して体感して町民の方にしていただければいいんじゃないかなと思います。

昨日、一昨日ですかね、吉野山自治会から配ってくれたのですけれども、こういう冊子、これ表現もなかなかこう真実みがありますのでこういったものも参考にしながら、避難訓練、あるいは日頃の準備とかも町民の方にしていただくように、自助のほうを強化していただけるようにしていただけたらなと思います。どうか、避難訓練を年に一度は各地区で必ずやるというような感じにしていだきたいなと思います。それには先ほども言いましたけども、自治会だけにやってちょうだいよと言うたんではなかなか自治会は動かないと思いますので、やっぱり吉野町が先導して自治会と協力してやっていだきたいなと思います。そしてそのことによって吉野町民に安心を与えていだきたいなと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

野木議長

昼食休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時からといたします。

(午前 11 時 53 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、下中一平議員より出されております

(1) 要望書・請願書等の取扱いについて

(2) 子育て支援について

	の一般質問をお願いします。 下中議員。
下 中 議 員	4 番 下中でございます。お時間いただきましてありがとうございます。早速ですが質問させていただきます。午前中の一般質問の中に、一般事務的なことを聞くのはこの一般質問の本質から外れますよというお話もありました。また、付託されまして審議中の件に関しましても、請願書等が出ておりますので、あくまでも一般的な取扱いとしてご質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 要望書、請願書等の取扱いにつきまして、これは吉野町にのみならず、地方自治体に請願もしくは要望というものが、町民の民意として、もしくは市民の民意として上がってくることがあるかと思われます。それにつきまして受け取り方、もしくはどういうふうな流れでそれが町政に反映されていくのが、本来元来なのか、いま一度整理した形でご説明いただきましたら。よろしく願いいたします。
野 木 議 長	戸毛総務課長。
戸 毛 総 務 課 長	今、下中議員からのご質問について、あくまで一般論というようなことでもございますので、大きく制度の形としてご説明することをご了承いただけたらと思います。 今、議員がおっしゃいましたように、請願それから陳情、要望等というような言葉としては3種類ほどあるかなと思います。住民側のほうに立ちましたら、いわゆる請願、それから陳情、要望というのは、出す先が議会に出す場合、それから町に出す場合と大きく二つに大別されることになると思います。場合によっては、それぞれ両方に出すということも考えられることになります。議会の中のお話ですので余り詳しく行政側が説明するのはあれかなと思いますが、議会に例えば請願が出されると。それは議会のホームページにも出ておりますが、紹介議員を伴って議会の中で採択するかどうかのことを踏まえると。それ

に準じた形で吉野町の場合は、陳情、要望も捉えていくというような形で、最終議会が採択されたら町側はそれを受け止めて、それをどういうふうに対応していくかというような位置づけで、議会の採択を踏まえて町として対応していくようなことになろうかと思います。それがいわゆる議会に出された場合の取扱いということになります。それからもうひとつは、議会に提出されずに町に請願、陳情、要望というような形がありますが、まず、最初に整理をすると、請願であっても陳情であっても要望であっても町側に出される場合については、それそのものの言葉に地方自治法上の規定がないというようなことになります。直接町長に持ってこられる場合もありますし、担当課に持ってくるという場合もあります。例にとりますと、多くは自治会等が道を直していただきたいとかこういうこと出来ませんかというような要望書を一旦担当課で受けて、それを文書としてきちんと受付けるということになります。その中で、担当課で今後それを予算化するのが必要なものであれば、一体担当課としての考えをまとめると。それを踏まえて、吉野町の場合はそれを政策会議にかけて予算化が必要かどうか、予算化が伴わなくても一定の対応が必要かどうかというような判断をするという形になります。あくまでもそこは行政サイドの判断として、陳情書だから、要望書だから、請願書だからということではなくて、ある意味そこは同じ位置づけになるというような形になって、議会に予算を説明するときは要望書が提出されたことに伴いとか、それを踏まえて審議をしてきてますということも踏まえて、そこに一定の位置づけを持ってくるというようなことになりますので、大きく言うと法的な位置づけありませんが、きちんとした手続を踏む上で、最終、町長さんのご判断をいただいてという形の取扱いになるという一般的な取扱いとしてご理解いただけたらと思います。

野 木 議 長

下中議員。

下 中 議 員

ありがとうございます。今のお話の中で一般的に取り扱うというところ辺で、要望書、請願書それぞれの同じような性質でも重みが違うと思います。いわゆる請願書というのは名前、住所等が入っており総務課のほうで確認したものを

	受理すると。その中に名前が載っているものは、吉野町に住民票があり吉野町の住民だという確認もされた上での請願になってこようかと。要望書というのは個人名が書かれていたりするものではなく、あくまでも要望を出すという民意としては重い軽いがあるのではないかと思います。その中で、受け取った理事者側としましては、どれも同じように民意として政策会議等にかけて反映させていきますよと。民意として強い請願書であろうとも聞き入れられないこともあるでしょうし、少し安易な形で出せる要望書であろうと聞くこともできると。中身と要望の形、町政の今の現況等によって勘案されるのだと思います。それに対しまして、まず議会で採択される、それが議会で進んでいくということに対しましては、議会の責任もあろうかと思います。ただ、その議会には理事者側も出席しておりまして、情報に関しましてはその通達をわざわざ議会から理事者側にしなくても、状況が同じ会議体の中で把握されている状況だと思われます。勉強不足でこういうものだということが僕自身もはっきりわからない状態もありましたので質問させていただくのですが、要望書、請願書が出たあと、結果何らかの形でその団体もしくは長の方に、もしくはそれぞれの方にこういう状況で受理されました。もしくは採択されましたというようなご返答自体が必要であるのかないのかというところ辺はどうでしょうか。
野 木 議 長	戸毛総務課長。
戸 毛 総 務 課 長	今のお話の趣旨でいくと、議会に例えば請願が出されて紹介議員がいらっしゃる。そこについては、きちんと請願書を出された代表者の方に通知をすること。町のほうにももちろん通知をするという流れになっていて、町のほうがそれをどうしたかっていうことを、議会のほうから逆に報告を求められると、今こうなっていますというような建て付けになっております。
野 木 議 長	下中議員。
下 中 議 員	わかりました。何らかの形でやはり声を上げてくださった方には、議論をし

たことの有無も含めて可能、不可能のご返答が必要じゃないのかなあと思われます。というのは、民意の沸き上がりというのはそう簡単に起こるわけではなく、やはり、それを酌み取って町政に反映していただきたいという、私自身も紹介議員になりましたので思いがございます。全てが通るか通らないかとか、それが、その要望書ひとつで全てが決まっていくかどうかというところ辺は、これは議論を深めていく必要があるのですが、民意を届ける、もしくは預かる者としまして、委員会でも少しお話をさせてもらいましたが、この7年8年の間に吉野北小学校にまつわる問題、こないだの委員会でお話をさせてもらいました1,260の請願書、いろんな形で民意のあらわれが町には届けられていると思います。やはり民意の取扱いとしまして、もう少し丁寧に受け止め議論しそれをお返しする、もしくはご説明をするというような形の流れをつくっていく必要があるのではないかなと思ひまして、この要望書、請願書の質問をさせていただきました。あくまでも審議中の内容はまた委員会でお話しさせていただきますが、まずもって請願書、要望書につきましての取扱いのことにつきましていちばんの伝えたいことは民意を大事にしていきましょうよ。それが大切ではないでしょうかというところ辺がありまして、質問させていただきました。どうもありがとうございます。

二つ目に子育て支援につきまして質問させていただきます。これも、朝から先輩議員が、通学バスと行政としまして子育てに何かできることがないのかというところ辺のご答弁で、通学バスで私も思っていたことが現実に早速していただきまして本当にありがとうございます。子育てが大変だ、子育てだけに特化して大変な問題ではないのですが、教育の根幹は教育委員さんが質の高い教育ですとか、健康な体をつくっていくカリキュラムとか、主に議論を重ねてくださっていると思いますが、あくまでも、子供たちを育む環境の中で、行政として何かもっとお手伝いが出ないかという中に、バス、また、僕、少しだけ保護者の方に子育てのことで何かないかとご意見をちょうだいしてまいりましたら、給食についても同じようなご意見賜りまして、そのことも行政にお届けしたく子育てについて質問させていただきます。給食自体コロナ後で有料、金額がコロナの補助金等がなくなりましたので1件当たり負担金額が上がってき

たと。バス、給食等でいろいろお金がかかってきますので、何とか安価に出来ないのかという声も届いております。もう一方で給食は有料でもいいんだよと。もう少し質を高めてくれないか。もう少し子供たちが喜ぶような料理が出来ないのか。これは決して今の給食が駄目だっていう直結した批判ではございません。子供たちの環境をつくる中で私自身も子育てしておりますが、教育、子供を取り巻く環境はかなり多様化しております。習い事、課外的なスポーツ等、何か学校だけで収まらずにいろんなところ辺にそういう教育関連企業、もしくはそういうふうなものに参加していかないと、子供たちの教育の多様性を求めることが出来ない状況でございます。今まで、同じバス一本で全員が行って全員が帰ってくるという状況などから、私はこれを習っているのだ、私はここに行きたいんだ、こうしたいんだっていうような各家庭の教育の考え方も含めまして、何とかその多様性に対応出来た環境をつくっていただくことが大事なんじゃないかなあと思っております。1 学年 20 人、30 人しかいない状況の吉野町になっております。これから先、お一人お一人の能力や環境を整えていってあげるのには、それぞれにおかれまして多様性、環境に何とか対応できるような環境をつくっていただきたいなと思うのですが、具体的に今のお話でさせていただきましたら、朝の答弁の後の通学バスのあとにもう 1 点給食、一昔前でしたら同じものを同じように食べて残す残さないという議論だけでしたが、アレルギーともしくは食育の観点から、何か地元のものを使うということ以外に、食育の観点で何か吉野町がこれからやっていこうとしていることはあるのでしょうか。ないのでしょうか。またほかに、給食以外にもその多様性に対応できるような環境を検討していることはございますでしょうか。

野 木 議 長

土居教育長。

土居教育長

午前中の西澤議員の質問で町長が答えていただいた部分がございます。その部分と、今、下中議員からお問合せいただく部分と重ねてお話しさせていただきたいと思います。まず、バスのことにつきまして、今現在の状況ですが、小学生は 130 名で河原屋地区の徒歩通学生以外全てバスというふうになっており

ます。それから中学生は 87 名で、自転車で通学しているものが 40 名、バスで通学しているものが 33 名、あと徒歩ということになっております。このようになっている部分といいますのは、まずはさくら学園小中一貫校が出来たときの子供の数と、それからそれにその子供たちが乗ることができるバスのキャバスティ、それからバス路線のキャバスティ、そういうような部分で何とか皆全員を同じような条件でというようなことを考えられてつくられた制度だと認識しています。ただ、最近の子供の数も少し減ってまいりましたし、子供の数そのものがバスの路線を少しいじれば、工夫すれば何とか乗るところが見えてきたというようなことでそれならばバスに乗れるようにしたいと。ただし、それは自転車のほうが便利だと、私は自転車がいいんだという子もいるであろうというふうに思いますので、そこは自主性を重んじるという方向で進めたいなと思っています。そのことに関わっていろんな細かいお金の話でありますとか、仕組みの話でありますとかは、もう少し新学期までに検討させていただきたいというふうに思っておりますが、定例の教育委員会のほうでこの話題は出させていただいて前向きに検討しましょうということになっております。それから給食費のことですが、給食費につきましては今現在小学校が月 4,300 円、中学生が 4,900 円ということになりまして、このお金は全て材料代ということになります。給食を提供するための人件費、光熱水費等々は一切含んでいない金額。材料、この材料に関しましては、コロナ前とコロナ後現在とでは相当な高騰、物価の上昇があります。物価の上昇分というものも町のほうで引受けて、コロナ前と同じ金額でいただくということで取りあえず今はスタートしています。ただ、給食費に関しましても、皆様方ご承知のとおり日本全国でいろんな話題、あるいは議論があることは承知の上でございます。国というレベルでこのことを考える、あるいは県というレベルでこのことを考えるということが今ちょうど進行している最中ということになりますので、その動向はしっかり確認させていただきながら進ませていただきたいなというふうに思っています。それとともに、食育という言葉からちょっと離れるかもしれませんが、子ども・子育て支援会議というのがあります。2015 年、平成 27 年、新しい子ども・子育て支援法が出来て以降、5 年ごとに町の子ども・子育て支援を計画立てて

	実施に移すということで、本年はちょうどその2期が終わるということになります。ちょうど子ども・子育て支援法が出来て10年と、新たな5年を今から検討して操作創出していくということで、先日、会議をさせていただいたところということになります。その中身は大きく変わるということはないですが、そもそも74、5事業を超えるたくさんの事業を抱えている部分になります。町長部局、長寿福祉課とともに、子育て支援会議をつくっておりますが、また機会がありましたら見ていただきましたらありがたいなというふうに思います。食育等に関わっては、例えば実際やったこととしましては、富良野と交流をして富良野の給食と吉野の給食を比べながら実感するでありますとか、今度、この11日に福岡の八女市からまた学校が来てくれます。そのときにも給食の提供をしながら、お互いの違いを確認したりというような学びにつなげていこうかなというふうに考えています。幾つもあるのですが、今のところちょっと簡単な説明ということにさせていただきます。
野 木 議 長	下中議員。
下 中 議 員	今の教育長のお話の中で八女市、富良野との他所の自治体の給食と比較とありましたが、吉野町内のさくら学園の子供たちの声、もしくは保護者の声というものはどこまで把握されていらっしゃるでしょうか。
土居教育長	そのことに関してですか。
下 中 議 員	給食についてです。
野 木 議 長	土居教育長。
土居教育長	給食に関しましては、学校のほうでアンケート等とっていただいたり、あるいはクラスの中で担任のほうから、特にアレルギーというようなものの対応に関わって、個々との対応が必要ですので、その中で聞き取ったりというような

	ことで把握していただいているというふうに認識しています。
野 木 議 長	下中議員。
下 中 議 員	満足度と栄養のバランス、いろいろこれは一つのアンケート調査の科目になるかと思いますが、そこら辺の内容につきまして把握されてそれを反映されているというところ辺があるのでしょうか。
野 木 議 長	土居教育長。
土居教育長	特に、現在詳細なデータを持ってはいませんので何とも言えないですけども、いろんなご意見は反映させているというふうに承知しています。
野 木 議 長	下中議員。
下 中 議 員	他所の地方自治体の給食と比べることも大切かと思いますが、やはり、今学校に通っている子供たち、保護者の認識を反映することも大切なんじゃないかなあと思われます。これは吉野町に限っての話ではないですが、テレビ等でも給食の質が落ちている、食べ合わせが悪い、いろいろな価値観も多様化していますので、わがままなのか正論なのかここは私自身判断出来ません。ただ、今の現況の吉野町のさくら学園の中の給食に対して、例えばお金を払っているのに食べ残しがたくさんある、これはやはり善処しないといけないところだと思います。これは実態があるかどうかちょっとわかりません。例えばの話です。 ですので、食べ物に対しましても物すごく意識が高い保護者もいらっしゃいます。それに無理に照準を合わせろという話でもなく、やはりニーズ調査と実態を把握していただいていることが大切なんじゃないかなあと思っております。 これは意見も含みましてですが、今後通っている子供たちがやはり給食の時間も楽しみなんだと言えるような時間にしていただくことが大切じゃないかなと思ひまして、このこともお願いではありますが、是非是非意見を反映していた

	だきまして、まず、ヒアリング等をしていただきまして意見を聴取してそれを反映できるような、給食のみならず行政として子育てのバックアップをできる とこ、さらなる深掘りをしていただけたらと思っております。以上でございます。 ありがとうございます。
野 木 議 長	続いて、中西利彦議員より出されております (1) 森林環境譲与税の使途について の一般質問をお願いします。 中西議員。
中 西 議 員	8 番 中西でございます。一般質問をさせていただきたいと思います。 森林環境譲与税は、平成 30 年の税制で決定をされ、平成 31 年、令和元年で すけどもそこから始まっております。目的につきましては皆さんご存じのとおり、 市町村では森林の間伐や人材育成、また担い手の確保、木材利用の促進や 普及啓発に充てるものでありまして、都道府県におきましては、森林整備を実 施する市町村への支援をするというような費用に充てられるものでございま す。配分については森林面積割が 50%、人口割が 30%、林業従事者の割合が 20%で配分をされております。令和元年度は国全体で約 96 億円、令和 2 年度で は約 210 億円、令和 3 年度では 270 億円、令和 4 年では 400 億円、令和 5 年は 537 億円、そして今年からは実際に森林環境税が 1 人 1,000 円の徴収で始まっ ておりまして、約日本の人口の 6,200 万人ぐらいが、1 人 1,000 円ずつ払って 620 億円ぐらいは徴収されるという中で進んでおります。 そこで吉野町としては、令和元年の初年度から令和 6 年の事はまだわからな いと思うのですが、5 年までの配分された金額とそしてそれをどのように活用 されてきたかというのを、今年から課長でございますのでわかりにくいところ もあるかもわかりませんが、担当課長ご説明をお願いいたしたいと思えます。
野 木 議 長	紺田暮らし環境整備課長。

紺田暮らし 環境整備 課長	ただいまご質問のございました環境譲与税の使途についてということでご回答させていただきます。趣旨また目的については中西議員もご存じかと思いますが、簡単にご説明させていただきますと、森林環境譲与税は平成 31 年に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されました。それに伴いまして、令和元年度から市町村及び県が実施する森林の広域的機能の維持増進に図るため贈与税が開始されたところでございます。質問がありましたように、吉野町におきましては令和元年度から譲与を受けております。令和元年度から令和 5 年度までの総額を言わせていただきますと 1 億 3,502 万円でございます。そして令和 6 年度でございますが、4,600 万円程度を予定しているところでございます。そして使途でございますが大きく二つございます。まず一つ目といたしまして人工林の整備でございます。これは先ほどお話がありましたように間伐等でございます。そして、森林情報整備ということで、森林の境界等を整備する事業でございます。少しご説明させていただきますと、人工林の整備におきましては、施業が放置されています森林の間伐事業を令和 3 年度より実施し、現在までで約 113 ヘクタールを実施しております。そして、道路沿いの施業放置林の改修のため、未整備森林自然化事業といたしまして、道路沿いの整備を約 1,060 メートルしております。そして、森林情報整備でございますが、これにつきましては地籍調査を行っていない森林が多々ございます。そういったところの整備をするために、公図、また森林簿、森林計画図等を活用いたしまして、森林の土地情報を整理するため、森林地番参考図を作成しております。令和 3 年度より実施し約 1,697 ヘクタールの図面を作成しております。そして、森林所有者の意向も必ず必要でございます。これは、平成 30 年に成立しました森林経営管理法に則りまして、森林消費者の意向を確認し、森林経営管理意向調査を実施しております。これも令和 3 年度より実施し、約 1,807 ヘクタールの山林を調査し、現在で完了したところでございます。以上でございます。
野木議長	中西議員。
中西議員	いろいろ事業をしていただいているわけですが、今、ざっとですが総額で 1

	億 8,000 万ぐらいのお金を今年も入れてもらうということなんですけども、よくその使い道がなくて基金に積むとかいうような話もありますが、吉野町としては基金とかそんなんはどんな感じになっているのでしょうか。
野 木 議 長	紺田暮らし環境整備課長。
紺田暮らし 環 境 整 備 課 長	事業の当初、令和 3 年度当初につきましては、これから何をするかという目的がはっきり定まっておりましたので基金に積立てておりました。ただ、ここ 3 年余りにつきましては、先ほど説明しましたように、未整備森林の整備、また、森林の土地の境界を整備するということに充当していますので、いただいている金額以上に基金を取崩しまして整備のほうを進めているところでございます。
野 木 議 長	中西議員。
中 西 議 員	はい、わかりました。ありがとうございます。 先ほど配分について少しお話ししましたが、その配分について都道府県別では 1 番が北海道、2 番が東京都、3 番が高知県というような順番でありまして、市町村別で申しますと、1 番が横浜市、2 番が浜松、また大阪市、名古屋市というふうに山林の少ない都市部で、人口が多いがゆえにたくさんの譲与税の配分があるというようなことで、特に町場で山林のない市や町もあるわけで、そんなところには当然役場の中に農政課はあるかもわかりませんが、その林のほうの課がないということで、本当に今課長言われたように、何に使っていいかわからないから取りあえず基金に積んでおこうというようなことをする自治体がございます、一時令和 4 年あたりだったと思うのですが、これ議員立法の目的税でございまして、そんな目的もないところに金出して基金にするぐらいやったらこの法案はもう廃案にせよというような流れも一時ございました。どういう理由でか、またそれは元に戻ったように思うのですが、いただいたお金でするので上手に使っていただきたいし、また課長申されました吉野町はまだ基金

を取崩してでもやっているということで、大いに力を入れていっていただきたいなというふうに思うところでございます。そんな中で人口の少ない、また、人口は少ないが森林面積の多い市町村から、国に向けて配分の見直しということで多数の要望書が提出されました。今年、2024年の税制改正大綱において盛り込まれまして、森林面積の割合50%から55%に、また人口割の30%から25%に引下げられたと。それぞれ5%ずつ変更されまして、2025年から実施されると。そのことで都市部に多く配分される現行基準を見直して、山間部への配分を多くするというのが狙いではありますが、私思うのにはそれはそれで5%アップ、人口割減らすということは賛成ですけれども、日本全体の国土を考えると、国有林も含みますが70%が森林でありまして、今、5%上げていただける、また、人口割下げていただけるということですが、もう少し率をアップしてもっと森林面積の広いところに手厚い補助というのですか、お金をつけていただけるようなことで、また行政側、町長としても、奈良県は山ばかりでございしますので、そんな中で首長さん寄って、またその国に対して要望書なり請願書なり出していただいて、もっと増やしてくれよというような動きをしていただけたらどうかなと思うのですが、町長どうですか。

野 木 議 長

中井町長。

中 井 町 長

中西議員の森林環境譲与税の山間地域への配分、これはおっしゃるとおりで、変更になってきたのは過疎地域、特に山村地域は山が多いけども、やはり配分が少ないではないかというところから改定がされました。この動きの中で、まだまだ林業従事者がいちばん大きな問題かなというふうに思っています。国土の7割が森林でありながら、今、一次産業の中でも全国で林業従事者が4万5,000人ぐらいであると。漁業で13万人。農業で130万人。圧倒的にこの林業従事者が少ないと。ですから、この森林環境譲与税の活用も、やはり雇用、人材育成、そんなことも含めてこの森林があるところに配分していただくと同時に、どう活用していくかというのをセットで、我々も求めているといけなかなというふうに思っています。その中で、我々一丸となって要望を上げていく

	という動きも、さらに加速していきたいなというふうに思いますし、都市部からこういう山村地域への森林環境税譲与税の活用、そんなところにもしっかりと営業をしながら具体的な事業で来ていただくとか、そしてまた、港モデルのように港区での木材利活用、これなんかもその税金を使いながら木質化をしていただいたりとか、そういうこともございますので、そういうセットの形でまた要望、提案をしていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。
野 木 議 長	中西議員。
中 西 議 員	また努力お願いいたします。 私、先日川上村長と出会う機会がございまして、町長も今言われました林業従事者の不足についての話になりました。吉野町、もちろん川上村、東吉野村、黒滝村、天川村、旧の西吉野村、近くで言えばそんな広範囲ですが、皆それをまとめてやるというのは大変なことです。今たまたま行政組合でも組んでいるように、吉野と川上と東吉野あたり、3町村で何とかそういうことを、人手不足を解消するためをお願いしたい。仕事はいくらでもあるので。 今、施業をしていただきたい山というのはいっぱいあります。仕事はいくらでもあるのですがスタッフがいないというところで、せめて町長、その譲与税を活用しながらそのチーム、1チーム3人か4人でワンセットというのですか、1チーム、そんなのを一つ二つ作っていただきたいと思います。内容的に公務員にするとかそういうことは、また後日の話として、そういうことを検討して従事者をふやさないと、出したくても出せない、また手入れして欲しくても出来ないというような状況です。少し余談話になるのですが、過日11月19日に奈良県恒例の林材祭りがございまして、町長ご存じのように林材祭りといいますと、昔、吉小の前の連合会の土場に木が満タンになったと。また上吉野、妹背大橋の渡詰め上吉野の所でも、上吉野だけで満タンになったというのは、私たちの七、八年前ぐらいまでの恒例のスタイルでありました。しかし、今年を見ていると、上吉野木協と連合会が事業を合併して、場所を上吉野のところに一つにしてそこで林材祭りをやったと。本来なら絶対入り切れない材が来るは

ずなのに二つ足しても隙間があると。ぱっと見た感じは多く見えたと思うのですが、それぐらいの状況にしか材が入ってこないというのも、出したい人はいらるのですが出せない状況にある、またヘリコプターのこと、いろいろ内容はあるのですがそんな状況です。私たち製材組合としても 110 社からあった製材所が、今もう 34 社まで減っています。しかしながら、その分をそれで減ってもええやないかというようなものですが、やはり良材というのは吉野に限ってあるものですから、他府県の大阪や兵庫県、京都、上やったら秋田ぐらいまで吉野材を買いに来られまして、その方々は一本や二本買うわけにいかないのでトラック一杯単位という単位で買っていかれると。ほんだら私たち地元におりながら、いわゆる、情けない話ですが買い負けしてしまうというような状況が続いて、これを打破するためにも、どうしてもその譲与税等々を使っただいて、何チームかそういう動けるスタッフを作っただいて、いつでも言うてくれたら出せるとか、間伐できるで、手入れできるで、植付けできるよというようなことをするスタッフをどうか作っていただきたいと思いますが、町長その辺もう一度お願いします。

野 木 議 長

中井町長。

中 西 議 員

中西議員から切実なる今の課題かなというふうに認識しております。

森林環境譲与税の来年度予算に向けてもですけれども、先ほどおっしゃっていただいたように、やはり今、私自身も事業をやりながら周りを見ているのですが、労働条件、雇用条件、様々な部分で少し安定的に先まで見過ごした形での雇用体系をしないといけないかなと。そのときには、恐らく行政も何らかの形で介入していかないと、今後は難しいのではないのかなと。そうでないと、今吉野というのは特に特別材ですので、大径木伐採とか、そちらの技術を継承していかないと出していけないし、市場に求められるものを出せないという状況になってきますので、まずはその仕掛けをしていかなあかんかなというふうに思っています。一足飛びでボーンとそういう仕組みをつくれたらいいのですが、ただ、今上吉野木材しろ連合会にしろ、その中で木材、林業部門をつくっ

	ていこうという動きもありますので、そういったところにも支援しながら、しっかりとそういうふうな雇用体系、組合になるのかいろいろちょっと形は別ですが、何かしらやっぱりそういうふうな林業の従事者の育成できるような環境づくりに、この環境譲与税も、私も、設立当時から、そこはやっぱり吉野町単独ではなくて連携しながらやっていくというのが本来理想ではないかなというふうに思っていますので、またしっかりと、その辺川上村、東吉野村長とで一つでもできるような提案もしていきたいなというふうに思います。ありがとうございました。
野 木 議 長	中西議員。
中 西 議 員	森林環境譲与税に対しての質問は、私、前回もさせていただきました。そのときの担当が中尾課長やったように思うのですが、そのときも同じことを申しました。というのは、この吉野町だけでは剰余金は少ないですけども、東吉野とか川上を入れますとその山の深さが違いますので、その三つでやれば、いかげんなことできるんじゃないか、あるいはヘリコプターでも買ってでもいけるんじゃないかというような提案もしたこともございます。これからも町長、三町村、今までの深い行政組合ですか、つながりもありますのでひとつよろしく願いをいたします。あと、私たちいつも思うのですが、町長もよくしゃべる言葉ですが、吉野の歴史を語るときに、また吉野の将来どうしていこうかということ語るときに、500年の歴史の林業ということは抜きにして語ることは出来ません。しかしながら何回も言いますが、これだけ山をさわりに行く人がいないということで、もうひょっとしたら手後れかもわかりません。このままでいきますと吉野林業も本当に500年で、私たちはもっと残していかなあかん、後世に後継ぎしていくのが本来ですが、それすら出来ない状況になっているのかなというふうに深刻に思いますので、その辺は町長ご配慮いただいて、もっと連携という言葉でこれからもやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

野 木 議 長	続いて、上麻里議員より出されております (1) 吉野町のおもてなし (2) ハラスメント防止法について の一般質問をお願いします。 上議員。
上 議 員	1 番 上麻里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、一つ目の質問、吉野町のおもてなしについてです。訪れた方が気持ちよく過ごし、また来たいと感じていただく重要な課題に、公衆トイレに気を使っている自治体も多くあります。安心して利用できるトイレがある観光地は、人が集まりやすくなり、再訪する人も増える、観光地の評価を左右する一つのポイントが公衆トイレと考えます。トイレが少ない観光地に行くと、飲食などをあえて控えてトイレを使わないようにしようとするので、滞在時間も短くなると推察します。全ての方が吉野町にまた来たいと思っていただくためにも、もっと多くの公衆トイレの設置を進めるべきと考えます。また安心という意味では、災害などにより停電や断水など、各家庭で発生したときに公衆衛生を保つ役割もあると考えます。新しく設置など、今後の取組方針等、町の考え方を伺います。
野 木 議 長	中井町長。
中 井 町 長	上議員の吉野町のおもてなしという質問に対して、まずトイレの今後の方向性ということでお答えをさせていただきたいと思います。おっしゃるとおり、観光地である吉野、このトイレというのは非常に大きなウエートを占めるかなというふうに思っています。私自身も、奥多摩町とか森林セラピーの関係で行かしていただいた経緯があるのですが、そちらのほうというのは40か所あるのですが、全て非常にきれいです。ただ、その分委託をしてしっかりと清掃しているというのがありますので、それは除いて、やはりトイレというのは重要であろうかなというふうに思います。吉野町の現状でございますが、町内の公衆

トイレは全体で 24 か所ございます。特に吉野山に 10 か所ございまして、管理状態は環境省が設置したり、県が設置したり、町が設置したりとかいろいろございます。直近でいきますと、中千本駐車場のトイレに関しましては、今、工事中でございます。また、五郎平茶屋に関しましては、設置場所を検討中ということでまだそのような状況になっております。ただそれ以外に、まだまだくみ取り式の平尾の公衆トイレであったり、そしてまた津風呂湖ピクニック広場、飯貝の公衆トイレというのがございます。これやはり全て予算化して計画していかないと、つくってもあとの維持管理が、それぞれ維持管理をされているのもばらつきがございます。地域の自治協とかで管理していただいている場合もありますし、これに関しても吉野町の場合高齢化が進んでいます。なかなかその地域の自治会等でも厳しい状況になっているので、設置と維持管理、この辺をセットで計画的にどれぐらいの予算で設置して、そしてまた委託費というのが出てきますので、この辺が先ほど少し奥多摩町の話をしていただきましたが、全部で 40 か所 2,700 万、2,000 万を超えるトイレに関しての費用を計上しております。ですから我々も、やはりどのレベルまで、しっかりトイレというのは観光の一つとして捉えてやっていくか。今の現状からさらにもう一つ計画性を持って、今後進めていくというのが今の現状でございます。ですから、具体的に例えば 40 か所にしていくとか、30 にしていくとかではなくて、今の段階は、現状の今、吉野山を中心としたところの整備と、そしてこの古いところをどうしていくかというレベルで検討しています。以上でございます。

野 木 議 長

上議員。

上 議 員

では新しく設置なども考えていただいて、維持管理のことも考えていただいているということでありありがとうございます。

天川村でも、各在所至るところに快適なトイレがありました。また手すりの設置や消毒クリーナー、便座のウォシュレット化など、どなたでも安心して清潔に気持ちよく使えるようにすることも重要ではないかなと思います。清掃やメンテナンス、臭いの改善も重要なことで、トイレがマイナスな印象だと訪れ

	た観光地のイメージまで低くなってしまうと思います。一度に何か所も設置することは不可能であると思いますが、現在あるトイレの改修も考えていってもらいたいと思います。 また、役場の移転協議もしていますが、今すぐに移転は出来ない中で、役場1階男性トイレは老朽化がかなり進んでいる、使いづらいと住民の方から伺いました。移転がある計画でそのままなのだと思いますが、余りにもひどいと聞いています。職員の方は中央公民館のトイレに行かれたり、住民の方からも使いづらいと伺いました。一般家庭で、引っ越しする前に改修なんてしたくないと思うのは普通ですが、役場は公共の施設で最低限の改善は必要なのではないかなと思います。現在どのようにお考えですか。
野 木 議 長	戸毛総務課長。
戸 毛 総 務 課 長	今、ご指摘いただきましたように、特に1階の男子トイレを中心に少し環境がよくないということは、実は先週からも改めて把握をさせていただいております。簡単に先に原因を申しますと、浄化槽と便器をつなぐパイプのところが経年劣化、またそれぞれの人の使い方もございまして、いわゆる管の中が石灰化をしてきておるということで、流れが悪くなっているということの原因として我々もつかんでおります。先ほどおっしゃいましたように庁舎の整備の関係もございすけども、今応急的には薬剤を注入して一定の流れをつくるというようなことと、そういう状態でございますので、それぞれ使っていただく方の、ちょっと少し言いにくいんですが、流さない方も実は一定数いらっしゃいまして、それがまた新たな石灰化につながっているというようなことの原因は、我々としてもつかんでおる状態です。極力お金をかけずに、やっぱり一定の改修が必要だろうというのは今の担当課のレベルの考えでございまして、一定数、例えばその管を据え替えることが出来ないのか、それがどの程度予算が必要になってくるかということについては、あくまで担当課のレベルでありますので、そこが臭いの原因であつたりとか、詰まるという原因にもなっておりますので、早急に改善をしていく必要があるだろうということで、特に来庁者の人にはご

	不便をおかけしておりますので、次年度の予算化も踏まえながら検討してまいりたいと思います。
野 木 議 長	上議員。
上 議 員	ではまた改善を進めていってもらいたいと思います。そのほかにも庁舎の後ろの住宅からはトイレが丸見えで、利用する側も向こうの方からも不快だと感じます。壁をつくつたりの対処も一緒にしていってもらえたらなと思っております。一度には無理だと思いますので、一つずつ公衆トイレの改善も進めていっていただきたいなと思います。 また、駅のトイレも重要だと思います。吉野神宮駅付近は吉野山への観光客の玄関口です。私も丹治に住んでおりますが、観光シーズンに自宅にトイレを貸してほしいと来られた方もいらっしゃいます。お店と間違えたようですが、吉野神宮駅のトイレは駅内部からしかアクセス出来ないのも、外部からも利用できるように近鉄側とも協議していただきたいと思います。また提案ですが、国栖ではよく広報の表紙にもなる写真スポットがあります。ここには普段からたくさんカメラマンが来ると聞いています。公衆トイレと休憩場所を近くに設置すると、もっと観光スポットになるのではと考えます。吉野山だけではなく、公衆トイレの横に観光案内のパンフレットを置くなどし、トイレ利用で観光PRも出来たらと考えます。おもてなしの視点で、吉野町の公衆トイレの整備を進めていただきたいと要望し一つ目の質問を終わります。 続いて、ハラスメント防止法について伺います。昨今、吉野町役場では退職者が多くいるように思います。10月にも退職された方がいらっしゃいました。全ての方が何らかのハラスメントが理由ではないでしょうが、以前吉野町でもハラスメント、パワハラのことがありました。3月の一般質問の個人情報保護法の質問の際に、少しこのことにも触れ、これから職員研修なども行っていくとご回答いただきましたが、その後、そのような個人情報保護法についてやハラスメントの研修などは行われたのでしょうか。ご教示ください。

野木議長	中井町長。
中井町長	私の方からハラスメントの防止について大きな方向性のお話をさせていただいて、そして担当課から個別の研修とかの話をさせていただきたいと思います。 職員の退職等々の数字でございますが、この点に関しましては吉野町に限らず技術職等々、最近 30 代が県、各自治体で非常に多くなっています。ですから、それがハラスメントというよりは今の社会状況の中で起きているということもありますので、それとは別に今ハラスメントの防止対策でございますのでお答えをさせていただきたいと思います。 まず、二つの見方がありまして、ハラスメント問題が起こらない組織づくりの環境整備、もう一つはハラスメント問題が発生した場合適切な対応をとる、この二つに分かれてくるかなというふうに思っております。問題が起こらない組織づくりというのを、質問に対して私のほうからお答えさせていただきます。議会のほうにも一度内部統制の強化ということでお話をさせていただいたと思います。今、現在令和 7 年度からの運用目標として、小規模自治体ではなかなか内部統制にいろんな項目があって、一気に出来にくい部分がありますので、組織管理基本方針、組織管理の推進体制をつくって運用していこうと考えています。その中に、ハラスメントが起こらない組織づくりであったりというのが、しっかり組み込まれていくかなというふうに思っていますので、この制度設計をしっかりしていきまして、1 月から試験的にやってみて、3 月である一定程度議会の皆さん方にも報告ができればなど。それ以降、しっかりとした体制をとれるかということで、また報告をさせていただきたいなというふうに思います。 あと、ハラスメントが発生した場合、総務課が窓口となって対応できるように、今進めているところでございますけれども、ただ、私の視点からでもまだ完璧にしっかりとしたその声が届くようになっているかというのも、まだまだ足りない部分もあるかなというふうに思いますので、そこはもう少し強化をしていきたいなというふうに思っています。あと、小さな組織ですので、できる限り私も一人一人面談しながらその状況を把握して、事前に、当然当事者が把握している場合と把握していない場合がありますから、それを一人一人だけでは

	なくてその当事者だけじゃなくて、周りも含めてしっかりとその防止につながるような組織体制に持っていきたいなというふうに思っています。私のほうから大まかな体制としては今の状況でございます。補足をお願いします。
野 木 議 長	戸毛総務課長。
戸 毛 総 務 課 長	今町長のほうから大きく総論的にお話をいただきました。 まず、そもそもハラスメント問題が起こらないようにどうしていくかというようなことが、一つ目の大きな課題といいますか目的といいますか、そもそもそれが出来ていれば、ハラスメントがある意味起こらないというようなことの一つとして、現状の取組といたしましては先ほど町長おっしゃいましたように、各職員から人事調書等もあがってきます。その中で見つけられるものも、やはり一定数見えてくるものがあります。それから、あと人事評価等でそれぞれ管理職の方をお願いをいたしまして、その結果も踏まえて、いわゆる面談といいますか、コミュニケーションをとっていただきながら、その中でもそういうような狙いが見える場合があるというようにもございます。あと、先ほど町長からありましたように、若い職員が一定数退職をしていくという流れがあって、メンター制度といたしまして、若手職員に対しまして職員を相談相手としてつけて、どういようなことを考えているとか、思っていることがないかというようにすることで、その中でこういうふうな言語がありましたとか、こういうふうに仕事を指示されますとか、そういうところをきちんと把握していけば、一定数芽を摘んでいくと言ったら変ですが、そういうことを目指しながら今やっているというのが現状の取組です。今、大きく内部統制という話が出てまいりました。これはあくまでハラスメントを防止するだけではなくて、我々が業務を遂行するにあたって業務上のミスを起こさない、不正を起こさないというようにも踏まえて、内部統制を進めていくというように大きな方針、それが先ほど町長おっしゃいました吉野町組織管理基本方針というところで大きく謳いにいきますよというようにもございます。そのあと推進要綱をつくりまして、今現在、推進体制をどうするかということで、大きく言いますと町長を

	筆頭に、今考えておりますのは組織管理推進担当課、多分これ総務課になって どうかとは思いますが、何をチェックするかというようなことをまず決めて いくと。その次に、各所属でそれをチェックしていただいて、それをもう一度 フィードバックさせると。いわゆるこれが組織管理評価担当課と。これをどこ にするかということで、総務課と総務課になるということも考えられるし、最 後の評価のところは複数課でやって、チェック体制を強化していくというよう なことで、これもどちらかというとあったことを責めるということではなくて、 そういう訴状がないかということ、それを従前からチェックをしていただくとい うことで、そういうチェック項目を求めながら、理想は最終、例えば監査委 員さんとかにそれを見ていただくというようなことになりますけども、これ一 定数時間がかかろうかなと思いますが、それらを取り組むことによって、ハラ スメントの問題に取り組んでいくような考えでございます。以上でございます。
野 木 議 長	上議員。
上 議 員	わかりました。ありがとうございます。 検証を毎年することが大切で、この制度をもっと深いものにしないといけな いので、もっと進めていってほしいと思います。その結果をまた委員会でも報 告をお願いします。 次に、社会的にも大変問題になっている公益通報について伺います。町長、 吉野町の公益通報についての現状の取組や考え方を教えていただきたいです。 そして、公益通報の詳細は戸毛課長から教えていただきたいと思います。よろ しくお願いします。
野 木 議 長	中井町長。
中 井 町 長	まず、公益通報制度です。今、兵庫県知事の一件から公益通報というのが非 常に話題になっています。ある一定程度、内部の公益通報と外部からの公益通 報、この辺も含めての制度設計をしていかないといけないかなというふうに思

	っています。ある程度、この通報者が保護できる、それが目的に公益通報制度が出来てますので、そこはしっかりと独立した体制整備が必要かなというふうに今考えております。そういう意味で第三者機関を設置しないといけない。こうなってくると人的な問題とか財政、財源とかいろんなものがこれから想定されますので、委託となってもそこに関しては、これぐらいの自治体、また県、国とかいろいろ精査しながら、我々のレベルでどこまでできるかというのはまた担当課と一緒にになって検討してまいりたいなということでございます。
野 木 議 長	戸毛総務課長。
戸 毛 総 務 課 長	今およその考え方を町長が述べていただいたかなというふうに思います。改めてということの部分も少し含まれますが、公益者通報制度について改めて簡単にご説明をしておきたいと思います。 まず、これは公益通報者保護法がそもそも施行されておりまして、ここの部分については、吉野町のまちづくり基本条例についても公益通報について謳っております。そもそも守らなければいけないということになります。この公益者通報についていちばん大事にしなければならないものは、組織内で起こる不祥事等を中心に、いろんな要件はちょっと今省きますけども、それが例えば悪いことをしてますよということを通報する制度の中で、そもそも通報される方が守られないといけないということが1点、しかも、今町長おっしゃいましたように、その通報された中身が事実であるかどうか。事実であったらどう対応するかということは、例えばハラスメントの問題も絡んできますし、公金の使い方等々についても考えていかないと。そういう意味では、一旦、最も大事にしなければならないのは独立した組織をつくらなあかんということになります。通報した内容が一旦そこで守られる。そのことについて、調査をするかどうか、調査をしていることも含めてその調査内容も守られる。その後、最終的にはその組織形態で、例えば何らかの不正があったら懲戒処分するとかいうことを考えるわけですが、その出てくる経緯の中で、なぜその事実がわかったのかということが絶対に守られないといけないというのがこの公益通報の

	大きな目的になっています。そうすると我々のような小さい組織体ですと、例えば今で言うと、総務課の中で一定の秘密を守りながらやっていくという対応をとっていくわけですけども、それも必ずしも絶対に守れるかということになってきますので、そこは外部の組織、例えば弁護士さんであるとか、そういう方をお願いをするというような体制づくりを進めていくということが最も大事ということで、監査委員会とか選挙管理委員会とか、ああいうところのように独立した組織形態をまずつくっていく。そこに専属の職員を一旦置いていくような制度設計をこれから進めなければならないかなということで、町長も言いましたように、この制度そのものの制度設計については少し時間が要るかなと思いますが、その部分は我々も外さずにやっていきたいなというふうに考えています。以上です。
野 木 議 長	上議員。
上 議 員	職員の方や我々議員も発言や行動に責任を持たないといけないと思います。私自身もいろいろと覚悟することもあります。匿名であることを担保して、最終の判断は第三者の弁護士にお願いし、必ず通報者を守らないと、命も守れない、制度をいち早くつくって運用できる体制にしていってほしいですし、またその進捗についても報告をお願いいたします。誰もが違法性があれば通報できる風通しのいい吉野町であってほしいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。
野 木 議 長	ここで休憩をとりたいと思います。 再開は2時10分といたします。 （ 午後 2時 2分 休憩 ） （ 午後 2時10分 再開 ） 再開いたします。

続いて、藤本昌義議員より出されております

(1) 吉野町の「まちづくり」計画について

の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

2番 藤本でございます。それでは、一般質問をさせていただきます。私の一般質問は、吉野町のまちづくり計画ということで、かなり大きなテーマでございますが、町長よろしく答弁のほどお願いいたします。

吉野町のみならず、多分、ほかの自治体でもそうでしょうけれども、未来に希望が持てるまちづくりというのが必要不可欠であると思っています。人口の減少や高齢化など、様々な問題を抱えたこの吉野町の中で、全体としてまちづくり、また各地域のそれぞれの特色を生かした地域のまちづくりというものが必要になってくると思います。それをどう計画し具現化していくのかを、まず伺いいたします。もう少し詳しくお話しさせていただきますと、第5次吉野町総合計画後期計画の策定審議会も先だって始まりました。ただ、それが示されるのが1年3か月後ぐらいになるかと思いますが、今の住民の皆様、高齢者の方、働き盛りの方、若者、もしくはさくら学園の子供たち、全体のことも考えて未来に希望が持てるまちづくりというものが必要かと思っています。吉野町のさくら学園の中学生の子供たちも、将来的に吉野で住み続けたいなと思っている子もたくさんおります。そういった子供たちにも吉野町いいよな、未来に希望が持てるまちづくりというものを、町長の口から示してあげるべきだと思っています。人口の減少や高齢化というのは、多分これは進んでいこうかと思っています。ただ、その進み方の勾配をできるだけ緩やかにすることが大事だと思っています。よろしくない現状ですけれども、少なくともこの現状の中で町全体のまちづくり、また、各地域のまちづくり計画というものを、どう計画して具現化していくのか。僕は夢を持つことも大事だと思っています。夢を持てなくなったような町では、もうこれはもう終わりだと思っています。だから、夢を語れるぐらいのまちづくりというのもいいのじゃないかなというふうに私は思っています。また、その計画を進める上で、行政サービス向上もまちづく

りの一つだと思いますので、そこも、その要因の一つとして考慮することを前提としてお話しくださいましたらいいのです。吉野町やっぱいいなという
ような意見が出るような取組が必要であろうかと思います。先ほど来、各議員
さんの一般質問の内容も大きく言えばまちづくりになりますので、その部分は
各議員への答弁でよろしいので、私の場合はできるだけ大きな意味での、例え
ば町を盛り上げるアイデアとか、住民が町を誇りに思うアイデアとか、住民に
不便をかけないようなアイデア、こういう観点から町全体のまちづくりをお願
いしたい。そして次に各地域、吉野や上市地区、龍門、中竜門、中荘、国栖、
こういった所が各地域の特色を生かしたようなまちづくりをどういうふうを持
っていくのか。その辺をお聞かせ願えたら。順番はどっちでもいいです。地域
があって全体なのか、全体があって地域なのか、そこら辺をちょっとお聞かせ
願いたいと思います。

野 木 議 長

中井町長。

中 井 町 長

藤本議員の町全体の方向性という、大きな意味での質問かと思います。

ここは、まず、現実を捉えながら、先ほど3点ほど言っていただきました盛
り上げる、そして町を誇りに思う、そしてまた不便をかけない、そういったこ
とも含めながら、少し時系列で私のほうから方向性をお話しさせていただき
たいなというふうに思います。

今年是世界遺産20周年でございます。この事業も通してですけれども、やは
り吉野というところは千数百年前からずっと脈々と受け継がれてきたすばらし
い歴史、自然、資源があります。ですから時の人も訪れる場所でもある。先ほ
ど、中西議員からも500年の歴史がある林業、そんなことも含めると非常にス
ケールの大きい地域であるし、吉野だからこそ、やはりその受け継いできたも
のを未来に向けて語れる地域でもあろうかなというふうに思います。ただ、現
実の中で、今どう捉えているかというのはやはり急激な少子高齢化です。人口
のことは非常に藤本議員もおっしゃっていただいたように、これと向き合っ
ていかないと仕方がないというのも当然かなというふうに思っています。高齢化

が 53.9%、人口はもう 6,000 人を切っています。2050 年には、2,000 人を切るというふうな人口推計の数字が出ていて、消滅可能性都市の上位にランキングされていると。そういう意味でいくと、現実を直視しながらそれと同時に今置かれている環境、皆さん方からも質問がありました激甚化、そして頻発化する自然災害と向き合わなければならない。そして、デジタルも含めた変革時代であるということ、その中には今向き合っていかなければならない空き家、そしてまた獣害、そして交通、財源と人材確保も含めてですけど、そういったところからどうやってこの希望の持てるまちをつくっていくかというところを少しお話させていただきたいなというふうに思います。

まず、こういった現状と向き合うときに、やはり、私は未来を担う子供たちの成長を見守るグランドデザインを描いていかないといけないかなというふうに思っております。庁舎整備とかいろいろ委員会を通して、吉野町全体の活力を生み出すためのお話を少しさせていただきますけれども、やはりその中心であるのは吉野さくら学園であります。吉野町のこれは皆さん方のそれぞれの捉え方であって、どこを軸に置くかというのは土地的な軸になるのか、もしくは未来を担う私は子供だと思っています。それを中心に置きながら、各拠点をしっかり周りで整備していくと。その中では、人と経済が循環するような仕組みをつくる人口流動社会というのが、まずイメージを持っていたらいいかなというふうに思っております。そうしないと人口が流動して、それぞれの各地区の拠点に溜りが出来てこないと、子供たちの成長を見守ったり、そしてまた経済の活性化はないと思ってますし、それをつなぐためには必ず地域交通は必要であります。ですから、人と経済が循環すると同時に、交通をセットで考えていくというのがまず大きな意味での考え方であります。その中で、まず、まちを盛り上げる、具体的な少し話になっていかないとイメージがわからないと思いますので、今進めているこれも旧吉野小学校の跡地利活用でございます。ここはやはり二つあった小学校の一つが、今、奥村組さんと協定を結びながら、一つ研修施設そして町の交流、そして宿泊、そしてまた温浴とか地域の活力を生む民間の力でそこをハブに持っていくというのが一つ言えるかなというふうに思います。これ実際に、先日の吉野ウッドフェスとか、吉野音街道、やはり

小学校のグラウンドを活用したイメージが出来てまいりました。その真ん中にあるのは吉野川であります。この吉野川を基軸にしながら上市の人、吉野地区の人、皆さん方吉野杉の家からずっと土木前を歩くのですね。その景観というのはすばらしい景観であるし、これは近鉄電車が通っている鉄橋も眺められる、最近では上市橋のところで写真を撮られる方も結構おられます。これは非常に大きな上市と吉野地区の起点になる資源であろうかなというふうに思いますし、そういったイメージをひとつしながら、今度、民間の活力で規定づくりをしていくと。そういったことで、上市を起点としたまちづくりというのが実はこれ、まちを盛り上げる一つの官民連携の間になってこようかなというふうに思います。それと同時に、今関係人口という形で非常に吉野に何回も来られる方が増えてまいりました。これは企業もそうですけれども個人もそうです。その中である程度、そのアンバサダーが開催したイベントというのも、吉野との関わりからいろいろ盛り上げるようなイベント、ワークショップをしていただいたりもしております。そんなことも含めて、この町を盛り上げるアイデア、創出をどんどん環境づくりをしていきたいなというふうに思っています。そして、住民が町を誇りに思うアイデア、これはどちらかというと先ほどの盛り上げるアイデアとちょっと絡んでくるところがあるのですが、やはり、町を誇りに思うということは、その地域の歴史を知ることですね。先ほど、世界遺産登録 20 周年で藤原道長が吉野御嶽詣とか、吉野林業とかありますけど、そういったものが大河ドラマで放映されるっていうことは、道長の写経が吉野にあるということも非常に大きな誇りかなというふうに思います。それと同時に、その小学校跡地というのは、この吉野の偉人である阪本仙次、近鉄吉野線まで引っ張った方であり、美吉野ランドをつくった方である。そして、南都銀行の前身である吉野材木銀行を設立したと。その人たちが、やっぱりこの地域に莫大な功績を残していただき、そんな歴史から未来をつくっていかないといけないなというふうに思っています。そういったところで、今阪本仙次顕彰会とかで様々な事業をしていただいているのは協働のまちづくりであります。そんなところをしっかりと一人一人の町民さんが意識を持っていただくことで地域への誇りが生まれてきて、そして、次の未来に向かってどういうまち

を形成していくか。そういったところが、実は誇りを思っただアイデアが出てくる形成になろうかなというふうに思っています。協働のまちづくり事業もそうですけれども、各地区の拠点形成には自治協議会が出来ています。これ全て自治協議会全部出来ていませんが、今あるところでも中荘だったり、国栖であったり、そしてまた中竜門、上市、そういったところでやっている自発的な事業というのは、実はこれも誇りを持ってアイデアを出して事業をやっていると思っています。そういったところも考えていくと、これからまだまだ埋もれているような歴史資産であったり、そして今進めようとしている宮滝であれば宮崎遺跡の万葉整備。これも万葉の観光労働、自分たちでふるさと納税の企業版をつくって、資金を集めてやっていこうというふうな動きもあります。くにすの杜ではなくにすの杜マルシェをやっていたりしています。ですから、そういうところをしっかりと誇りに思うアイデアを出せる環境づくりを、行政とともにやっていくことも大事なかなというふうに思っています。

住民に不便をかけないアイデアに関しましては、これはデジタルの時代でもありますし、役場に行かなくても近くで行政サービスが受けられる環境というのは一つあるかなというふうに思います。ただ、それだけではなくて郵便局というのが7か所あります。吉野山、中竜門、国栖で行政サービスの交付申請ができるようになってますけど、まだまだここからマイナンバーカードの更新時期もこれから来ますし、そういった手続業務も防災も含めて、この郵便局というところが身近でサービスが受けれるような環境というのも、これ拠点形成の一つになってこようかなというふうに思います。ですから、先ほど三つのアイデアから、いろいろ今の現状と可能性という部分でお話をさせていただきましたけれども、そういった部分をこれから軸を各地区の拠点形成をしながら人と経済が循環し、そしてまた交通は必要不可欠であると。そういった形のイメージを持ってもらえばいいのかなというふうに思っております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

今、町長の答弁を聞いていますと、最初お願いしたまちづくりでお話しいた

だいたんですけれども、どうも中身的にやっぱり地域があって町全体なのかなあというふうに感じました。先ほど今お話ししたように、中荘自治協議会では、今、万葉ワーキング部会が万葉夢ロードの整備に一生懸命になっています。本当に夢がついているぐらい、夢物語かも知れませんが夢を何とか具現化しようと頑張っています。まだ始まったところで何も形には見えてないですけども、多分これから中荘のまちづくりというのは、この万葉という見えないもの、これを売りにして観光や来客を含めてにぎやかなまちづくりにしていくんだろーと思っています。私はその、例えば中竜門をどうするの、龍門をどうするのというのは、それはまたそっちの人で考えていただいたらいいのですが、各地域の特色をどう生かして、それをトータル的に吉野町全体として舵をとっていくのか、まちづくりをしていくのか。そして私大事に思っていますのは、この発信力だと思います。町長が思っていることをどう発信して、吉野町の住民様に理解とかを得られるのかどうか。要は町全体を巻き込んで、吉野町ワンチームというのか、オール吉野というのか、そういう考えで町民が取り組んでいくような、そういうようなアイデアがあればお答えしていただけますでしょうか。

野 木 議 長

中井町長。

中 井 町 長

先ほど、各地区の拠点形成というのが非常に重要であると。それが積み上がった形で真ん中に吉野さくら学園というイメージは、ちょっとわかっていただいたかなというふうに思います。その中で発信ですがいろんな発信があります。自治体のいろんなホームページ、そしてまた取組方、先日子ども議会もありました。第5次総合計画、中身はちょっとやっぱり難しいところもあると。ですから、もう少し SNS、YouTube 様々な形で、わかりやすい形で発信をしてほしいという純粋な子供たちの声もありました。私は、それは凄く大事かなというふうに思っています。視覚でイメージで訴えるっていうのが、今一番大事ではないかなと。当然、各地区の自治協議会あるところも、ないところも含めてですけども、やはり、小学校跡地の場所というのは、ある程度今までの地区拠点になろうかなというふうに思っています。それと近隣の施設をどういうふ

うに一つの拠点形成にしていくかっていうのは、当然その地区の皆さん方との思い、それと我々が進むべき方向の、当然環境整備をしていかなあかん部分で連携をしていくというところが大きいかなと思います。空き家一つとってみても、その拠点形成の中に空き家があると、地域の中でゲストハウスが必要なのか、テレワーク、ワーキングスペースが必要なのかとかというのも、ここはやはり地域拠点形成と同時に、我々の目指すべきまちづくりの中身のイメージを伝えながら一緒にやっていくというのが凄く大事なかなと。ですから、そういったことを、町民の皆さん方であったり、そしてまた、議員の皆さん方であったりというのは、視覚で訴えていくような動画も含めてですが、そういうのはもっともっと必要なあというふうに思っています。できる限り、私も子供たちと約束した経緯がありますので、YouTube 動画というのも作成していくのも一つの案かなというふうに思ってます。各自治体でも最近 YouTube で、町の動きとかというのもそれぞれの職員が出たり、そして我々トップが出たりしているケースもありますので、そういうのも是非これからしっかりと取り組んでいって、その中で先ほど言った誇りに持つような資源というのを打ち出していきたいなと。ひょっとするともっと深く入っていくと、地域の人が誇りに思うような景色であったり、そして資源であったり知らなかったことというのはあろうかなと思いますので、そういったところをしっかりと発信していけるように取り組んでいきたいなというふうに思いますし、もう一つは、私は政治家で選挙というもので信用を受けてしていますから公約というのがあります。この公約を実現するために、私はやっぱりやっていかなあかんかなというふうに思ってますし、そういった意味でいくと、今にぎわい、民間活力導入の旧吉野小学校の跡地活用の推進とか、新庁舎整備についても行政サービスの変革、こういってところで答申を尊重するとか、そういったことを基軸にベースにして一つ一つ実行していくことが、町民の皆さんとの約束であらうかなというふうに思いますので、発信とそしてまたイメージ、視覚に捉えるような形をあらゆる手段をもってまた、皆さん方に伝えていきたいなというふうに思ってます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員	今、町長がおっしゃられましたまちづくりというのは、なかなかすぐに見えてこないのだと思いますが、例えば、1年前こうやったものが、今年こうなったなとか、目に見えて分かるものをできるだけわかりやすく情報発信していただきたい。だから、こんなに便利になりましたよとか、そういったものが絶対あるはずなんですね。例えばデマンドバスもそうですし、デジタルで郵便局使えるようになったこともそうだろうし、これは単なる一つの手段なので、だからこういった形でまちづくりがちょっとでも進んできてますよというような、そういった何ていうのか、将来わくわくできるような中身の発信を何らかの形でもっと情報発信していただきたいなと。逆にもっと地域に町長出向いて、地域の方と膝突き合わせてこうなってん、ああなってんとか、そういうようなことも出来て、さくら学園の子供たちはそうだと思います。だから、やはり僕はちょっと情報発信が吉野町さん下手くそなのかなというふうに考えています。そこだけもう一度お聞かせ願えたらと思います。
野木議長	中井町長。
中井町長	おっしゃるように、アナログとデジタルの両方を活用するというのがいちばん大事かなと。特に身近なところで伝えていくというのが、皆さん方への安心につながるかなというふうに思いますし、逆に言うと中学校、小学校もさくら学園一つしかございません。私、もうちょっと行っていたかなと思うのですが、最近ちょっと行けてないところもあります。ですから、この小学校跡地利活用でも、しっかりと子供たちの提案とかそういうこともありましたので、まちづくりについて子供たちの素直な声を聞ける機会を持たせていただいたり、今年、地区懇談会とか出来ていませんが、もう少しそれも膝元でできるような形をしっかりと、逆に言うたら手を挙げてもらいやすい環境もつくっていかなくかなというふうに思いますので、是非その点については、今の藤本議員のご指摘のようにしっかりと頭入れながら取り組んでいきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

野 木 議 長	藤本議員。
藤 本 議 員	少なくともあと3年、中井町長である限りは、この町政は中井町長の手腕にかかっています。吉野町を本当に未来に希望がある町にするためにも、是非今私が申し上げたようなことも含めて、まちづくりに頑張っていただきたいと思います。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
野 木 議 長	続いて、上滝義平議員より出されております (1) デマンドバス、乗合タクシーの運行について（第3回目） の一般質問をお願いします。 上滝議員。
上 滝 議 員	6番 上滝でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。 皆さま方の関心のあるデマンドバス、乗合バスの運行について私のほうから二、三点ご質問をさせていただきます。説明につきましては簡単に、簡単にというよりも一般の方々が聞いて分かるような答弁をお願いしたい。 まず、質問1でございます。昨年からは始まっておりますデマンドバスの一般質問をさせていただくわけでございますけれども、それ以降、停留所の増加要望の対応や、利便性の向上を図っていただいていることは、私も認識をしております。そこで、行政の努力に住民の方々も感謝を申し上げるところでございますけれども、今回は9月議会、委員会でも説明いただきました南奈良総合医療センターへの乗合タクシー制度についての質問をさせていただきます。 初めに課長にお聞きいたします。12月から乗合タクシーの実施をするようですが、これはテストケースであるのかないのかわかりませんが、知らない方もたくさんおられますので、その制度について詳しく分かるように教えていただきたいと思います。

野 木 議 長	井本協働のまち推進課長。
井 本 協働のまち 推進課長	今回、12月2日から始めております、南奈良総合医療センターまでのアクセスの利便性向上に向けまして実証実験を行っている内容、概要のほうご説明させていただきます。実施期間は、12月2日から翌年令和7年2月28日までの3か月間の平日を実施する予定でございまして、運行の路線は吉野病院から南奈良総合医療センターまででございます。運行時間でございますが、吉野病院発が8時30分と10時発でございます。また、南奈良総合医療センター発が12時と13時30分発でございます。利用していただく方法でございますが、ご予約いただく形になっておりまして、現在、デマンドバスのコールセンターを社会福祉協議会内に設けておりますが、そちらのほうにお電話いただきましてご予約いただく形になります。予約は利用日の前日までに行っていただく形になります。運賃、協力金に関しましては、大人1名につき1回1,000円。また、小学生以下の方は500円というふうになっております。以上でございます。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	先ほど大人1人1,000円と、子供は片道500円と。これ片道だけの金額を言ってるの。
野 木 議 長	井本課長。
井 本 協働のまち 推進課長	はい。片道、大人1,000円。小学生以下500円でございます。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	往復でしたら2,000円もいるねな。大人。高いか安いかわ自分はどのように思

	う。
野 木 議 長	井本課長。
井 本 協働のまち 推進課長	今回、大人 1,000 円、小学生以下 500 円という金額の設定をさせていただいた根拠でございますが、南奈良総合医療センターには幾つか行く方法があるかと思います。例えば、近鉄電車ですと大和上市、また、吉野神宮から福神駅までは 390 円。また、ゆうゆうバスで通常運賃ですと 610 円。また、特別乗車券を利用すると 200 円でございますが、一方、タクシーで行くとなりますと、4,500 円程度かかるというふうに認識しております。このように、他の公共交通機関とのバランスを考えまして、1,000 円というふうに設定したところでございます。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	担当課長としてはそういう背景があったかと思いますが、住民の皆さん方は非常にこのデマンドバスについては喜んでおります。しかし、南奈良総合医療センターへは随時在宅からでも行ってほしいという声も多いですけれども、今聞いた吉野病院で集まって 1,000 円で行ってくれる。片道 1,000 円、両方合わせると 2,000 円もいる。これが高いのか安いのか、ほとんどの人は高い。もっと低くしてほしいと。せっかくのサービスが台無しだというような話もあるが、担当課長としてこれが妥当だと思うのですか。お聞きします。
野 木 議 長	井本課長。
井 本 協働のまち 推進課長	今回、この実証実験を始めるにあたりまして、11 月には利用されると思われる方へのアンケートも実施しておりまして、また、今回利用された方、される方にも乗車の際にアンケートをとるように考えております。そのようなことを踏まえまして、また分析した結果、この 1,000 円が適切であったかどうかとい

	うところを今後検討していきたいというふうに考えております。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	その話ですけれども、高いか安いかわ、私は高いと思います。できるだけ便利になることはいいことですが、やっぱり、せつかくのサービスが高い料金でいく、その背景が何なのかということを私なりに調べたら、大淀町の交通機関の協議会が反対をする。吉野町のバスを大淀町には通ささんというような意味で反対をしておられる業者があると。その業者はどこかって言うたらタクシー会社やと。それが何件かというたら2件やと。というようなことも聞いとるんですけれども、この時代にそんなことあってはいけないと私は思うんです。それなりの対応をしようと思えば、実際問題、質問が重なるけれども、今、デマンドバス5台でしょ。その内1台ずつ、あれ何トン車で。何トン車いうねな。普通車の大型と違うの。普通車やな。何人乗りですか。
野 木 議 長	井本課長。
井 本 協働のまち 推進課長	現在5台運行しておりまして1台は7人乗り。4台は11人乗りでございます。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	7人と11人乗るねけど、日頃、バスの運行を見ておりますと、その1台につき1人か2人。そして、乗ったらあっちへ行ってこっちへ行って、時間的には間に合わない人もたくさんおられる状況をご存じですか。そのことについてお答え願いたい。
野 木 議 長	井本課長。

井 本 協働のまち 推進課長	乗られる方が1台当たり少ないというのは、こちらも把握しておりまして、できるだけ乗合バスということですので、たくさんの方に1便当たり乗っていただきたいというところはございます。もう1点、議員おっしゃっておられた、いろんなところに行きながら行くというのは、タクシーではございませんので、どうしても乗合バスという、そういう形になってしまいますのでそこはご了承いただきたいというふうに考えております。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	それならそのように、皆さんに認識をしてもらう必要があるわな。私が言いたいのは、そんな1台や2台大きな車で経費のいるこの頃、5台を6台、あるいは7台でもいいやん、軽自動車にして細い道でも通って、皆さん方の便宜を図るというようなことを考えていないのかどうか担当課長として伺いたい。
野 木 議 長	井本課長。
井 本 協働のまち 推進課長	議員おっしゃるように、今、細い道へ行けないというところもございまして、現在の車両では進入出来ないところもございます。その辺りももちろん把握しておりますので、来年度以降、検討のほう重ねていきたいというふうに考えております。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	時間の関係上割愛させていただいて、住民の皆さんのご意見を聞いたのをまとめてあるものがございます。1つ、金額をもう少し安くしてほしい。2、回数をふやしてほしい。3、停留所をふやしてほしい。これ停留所は1件やったら行くのか行かないのか知りませんが、1件でも大事にせなあかんわな。件数が少

ないから停留所つくれへんというようなことは大きな問題だと。一人一人の人権を守ろうと言いながらも、しっかりと基盤を支えていない町長に、後でまた私なりに話をさせていただきますけれども、やっぱりその人それぞれの考え方があるはずでございますので、よろしく願いを申し上げます。

軽自動車にしたら非常に大変安くなるのではないのかということを、担当課として検討願いたい。細い道も通行しやすくなって、経費も安くなるのではないかと私自身は考えております。そうなれば、もっときめ細かな行政ができるのではないかと。一部の人だけ得するというような行政は絶対に認められません。また、停留所の増加、土曜日、日曜日のバス対応や、夜間のバスの延長など、これも含めていろいろと考えていただきたいと思います。

町長にお伺いいたします。担当課長にいろいろなご質問をさせていただきましたが、まず、経費節約の折からですので、この5台を維持したまま現状を続けるのか。軽四にしてはどうかという住民の声があるけれども、あなたはどうか考えておるのか。あるいは2日からでしたかな。南奈良総合医療センターへ片道1,000円というのが、安いのか高いのか。もうちょっと検討する必要があるのではないのかというのは私の意見。町長自身はどう考えておるのかお答え願いたい。以上。

野 木 議 長

中井町長。

中 井 町 長

上滝議員のデマンドバス運行について、全般的に担当課長から答弁させていただきました。それを受けて、今の質問にお答えをさせていただきたいなというふうに思います。

まず、大きな意味からいきますと、定時定路線からデマンドに変わりました。できる限り一人一人が自由に動けるようにということで変更はしてきました。ただ、おっしゃるように、最初の西澤議員の質問にもありました玄関までというご質問もございました。ですからこれに終わりはないと思っています。どの時点で進化させていくかというのを私はずっと考えています。今、定時定路線からデマンド運行にして、この運行経費も積算をしてくれということと、利用

者ですね。今登録者数は6年10月現在1,563名います。ただ利用者数は676名です。登録はしているけども676名が、それで4,300万の運行経費であります。運賃をいただいていますので協力金引いて、大体、1利用者あたり運行費用が5万9,000円、これにかかっているというのが現状です。ですから、この辺の部分は今軽自動車に変更とか、またバスの停留所をふやしていくとか、金額とか、この今のシステムがいいのかどうかというのをまだまだ私も検証は必要かなと思っています。一旦タクシー事業者の関係から、この5台に協力いただいて、今、実証運行してますけれども、決して吉野町とかやっぱり都市部と違うところは、地域内に病院とかスーパーが少なくなっているの、どうしても町外、エリアをまたいで行かないといけないのがこれはやっぱり山間地域の非常に厳しいとこかなというふうに思っています。ですから、今、道路運送法が改正になって朝からの一般質問にお答えさせていただいたように、いろんな事例が出来てきてます。ですから、その運行形態、賃金、そして地域自治協の在り方とか様々な形で、どういう形でやったら持続可能で、そして、ある一定程度、負担が抑えられるかというのを、もう一度やっぱり検証していかないといけないと思ってます。ですから今の時点で、この方法で実証実験してますので、結論としては高いか安いかは言えません。それはなぜかという1人あたりどれぐらいかかるとるかという費用を積算して、もう一度検証した中で、また、7年4月以降の運行方法にも反映できるように、しっかり取り組んでいるところでございますので、いろいろと町民の声があるのも事実だと思います。ただそういったことを伝えていただくのもこの議会の場でございますので、しっかりそれを受け止めて、できる限り1人でも多くの方が満足いただけるような交通システムにもっていききたいなというふうに思っています。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

最後になりましたが、町長からの答弁の中で、いろいろと検討していくという話もございましたが、私自身、勇気ある判断で、今回、びりびりしながら、一般質問をしているのですが、実際、中井町長の言ったことが、ほんまに検討

されるのかどうかその場だけで終わったらあきません。町長ご自身は検討はすべきだと言うけれども、具体的に、私は 1,000 円を 500 円にしたのが妥当であると。その代わり 5 台を 6 台にしてでも軽四にしたらええという思い。それから、今ごろ、この世の中で、実際問題、大淀町の交通協議会が反対する意味がわかりません。なぜなら、どこの道を通ってもいいのに、吉野町のデマンドバスは通さないと、言う反対業者が 2 人か 3 人におるらしいな。タクシー業界で。そのタクシー業界に 6 台ほど購入して、2 台ほど委託したらどうで。ほんだらすんなり賛成してくれるのと違うけ。これも一つの話として受け止めていただきたい。できるだけ経費のかからんように、よろしく願いを申し上げて、私の一般質問とさせていただきます。議長ありがとうございます。

野 木 議 長

一般質問を終わります。

本日の議事日程は全て終了いたしました。

9 日から常任委員会、特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。

12 月 7 日、8 日は休会でございます。

9 日 午前 10 時 総務文教厚生委員会

9 日 総務文教厚生委員会終了後 産業建設委員会

10 日 午前 10 時 庁舎整備等に関する調査特別委員会

10 日 庁舎整備等に関する調査特別委員会終了後 予算決算特別委員会

11 日 予備日

12 日 午前 10 時 本会議（第 2 日目）を開会いたします。

9 日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして散会することにいたします。

ご協力ありがとうございました。

（ 午後 2 時 51 分 散会 ）

令和6年第4回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和6年12月12日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月12日 午前10時05分開会
4. 応招議員

1番 上 麻 里	2番 藤 本 昌 義
3番 辻 内 正 誠	4番 下 中 一 平
5番 山 本 義 史	6番 上 滝 義 平
7番 野 木 康 司	8番 中 西 利 彦
9番 西 澤 巧 平	
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長 中 井 章 太	副 町 長 和 田 圭 史
教 育 長 土 居 正 明	参事兼政策戦略課長 小 原 壮 平
総 務 課 長 戸 毛 祥 博	協働のまち推進課長 井 本 光 亮
町民税務課長 玉 村 陽 子	長寿福祉課長 吉 村 直 樹
暮らし環境整備課長 紺 田 正 俊	上水道推進室長 辰 巳 史 憲
産業観光課長 中 尾 勇	教 育 次 長 丸 上 晶
教育総務課長 辻 中 哲 也	
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 向 井 啓 主	任 坂 本 や よ い
-------------	-------------
10. 議事日程

日程1		委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・庁舎整備等に関する調査特別委員会・予算決算特別委員会）
日程2	議第51号	吉野町手数料条例の一部を改正することについて
日程3	議第52号	吉野町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて
日程4	議第53号	吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正することについて

日程 5 議第 54 号 吉野町中竜門活性化施設の設置及び管理に関する条例を廃止することについて

日程 6 議第 55 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

日程 7 議第 56 号 令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について
追 加 議 案 等

日程 8 選第 4 号 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙について

日程 9 議第 57 号 吉野町役場の位置を定める条例の一部を改正することについて

日程 10 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

日程 11 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野 木 議 長	ただ今の出席議員総数は9名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。 日程1 12月6日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。 まず、総務文教厚生委員会 西澤巧平 委員長にお願いします。
西澤委員長	総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。 本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、12月9日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、町民税務課が所管する議第51号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」は、町の各証明書の交付について、現在は住民票と印鑑証明書がコンビニエンスストア等で交付可能となっておりますが、令和7年3月からは、町県民税の所得証明書や課税証明書・非課税証明書の交付を始めることに伴い、必要な事項を定めるための改正で、各証明書の交付手数料はいずれも1通200円であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本条例改正案を承認することといたしました。 次に、教育総務課が所管する議第52号「吉野町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて」は、子ども・子育て支援法の改正に伴う引用条文の条番号を改正するものであるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本条例改正案を承認することといたしました。 次に、議第53号「吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」は、こども家庭庁が設置されたことに伴い、所管する省庁の変更による改正と、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う保育士の配置基準の変更による改正等であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本条例改正案を承認することといたしました。

	次に、総務課が所管する議第 55 号「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について」は、令和 7 年 3 月 31 日をもって「奈良県広域水質検査センター組合」が解散され、同組合から脱退することになるための変更であるとの説明があり、本委員会は本案を承認することといたしました。 また、南和広域医療企業団議会議員の藤本議員から、9 月議会の委員会で質問がありました南奈良医療センターの救急搬送状況について、令和 6 年 4 月から 8 月までの南和地域管内救急搬送件数は 2,265 件あり、このうち南奈良医療センターに 1,701 件の要請があり、その内 1,566 件を受入れ、その率が 92.1%であるとの報告がありました。以上が、本委員会における審査、調査の結果であります。 なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。
野 木 議 長	続いて、産業建設委員会 下中一平 委員長をお願いします。
下中委員長	産業建設委員会の委員長報告をいたします。 本定例会におきまして、産業建設委員会に付託を受けました議案等の審査並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、12 月 9 日午前 10 時 45 分から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、暮らし環境整備課が所管する議第 54 号「吉野町中竜門活性化施設の設置及び管理に関する条例を廃止することについて」は、農林産業の振興と活性化を目的に設置された同施設について、今後の利活用を検討した結果、施設としての役割を令和 7 年 3 月 31 日をもって終了させることが適当であるという結論になったことから、条例を廃止するものであるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本条例を廃止することについて承認することといたしました。 次に、暮らし環境整備課上水道推進室から「令和 6 年度吉野町水道事業特別

	会計（上半期）決算」について報告がありました。 今年度上半期の営業収益は、8,221 万 9,071 円で昨年度比約 0.69%の増、営業費用は、1 億 6,103 万 1,534 円で昨年度とほぼ同様であり、業務量は給水人口が 5,810 人、給水戸数 4,599 戸、有収率は 72.14%で、昨年度の同時期とほぼ同様であるとの報告を受けました。以上が、本委員会における審査、調査等の結果であります。 なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。
野 木 議 長	続いて、庁舎整備等に関する調査特別委員会 辻内正誠 委員長にお願いします。
辻内委員長	庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員長報告をいたします。 本定例会におきまして、庁舎整備等に関する調査特別委員会に付託をされました議案等はありませんでしたが、調査、審査の結果等につきましてご報告を申し上げます。 本委員会は、12 月 10 日午前 10 時から理事者に出席を求め開催いたしました。 総務課から、令和 6 年 8 月 2 日に吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会より答申が出され、その答申を踏まえ、庁内に「新庁舎整備検討プロジェクト会議」を立ち上げ、答申内容を尊重しつつ、吉野町としての基本構想の検討を進め、今回「吉野町新庁舎整備等基本構想」の内容等について、説明がありました。また、今後のまちづくりの方向性と新庁舎整備基本構想の概要についての説明があり各委員より様々な意見がありました。 今後の新庁舎整備の流れについては、本定例会最終日に追加議案として「吉野町役場の位置を定める条例改正案」を提出したい旨の説明がありました。以上が、本委員会における調査、審査の報告であります。 これで庁舎整備等に関する調査特別委員会委員長報告を終わります。

野 木 議 長	続いて、予算決算特別委員会 藤本昌義 委員長をお願いします。
藤本委員長	予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。 本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、12月10日午前11時40分から理事者に出席を求め開催いたしました。 議第56号「令和6年度吉野町一般会計補正予算（案）第4号について」は、補正規模は1,400万円の増額で、予算規模を総額64億347万7,000円とし、地方債の補正は、変更分として河川整備債を500万円増額し限度額を1,000万円に、公共土木施設災害復旧債は90万円増額し限度額を740万円とするもので、地方債全体としては限度額を590万円の増額とするものであり、歳入の補正は、「国庫支出金」については、土木施設災害復旧費負担金の210万円、「繰越金」600万円、「町債」は、590万円のそれぞれ増額であり、歳出の補正は、「総務費」では協働のまちづくり推進事業では、公有財産購入費として576万円、電算管理事業でシステム改修委託料の330万円の増額であり、「土木費」は交通安全施設事業で修繕料100万円、河川整備事業で工事請負費500万円の増額、「災害復旧費」では現年補助災害復旧事業で工事請負費の300万円増額であり、また、職員給与費については、人事異動等に伴う補正が一般会計全体で406万円の減額であるとの説明があり、審査の結果、本委員会は本補正予算（案）を承認することといたしました。以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。
野 木 議 長	上程議案の採決に入ります。 日程2 議第51号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 3 議第 52 号「吉野町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 4 議第 53 号「吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 5 議第 54 号「吉野町中竜門活性化施設の設置及び管理に関する条例を廃止することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 6 議第 55 号「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案のどおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり可決することに決しました。

日程 7 議第 56 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 4 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

上 滝 議 員 野 木 議 長	おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 追加議案が提出されております。 日程 8 選第 4 号「奈良県広域水道企業団議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読します。 （ 事 務 局 朗 読 ） 選挙の方法についておはかりします。 投票による方法と、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。 上滝議員。 その件については、議長一任ということでよろしく申し上げます。 はい。議長一任の声がありますので、選挙の方法は「指名推薦」で行い、私が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、議長が指名することに決定いたしました。 奈良県広域水道企業団議会議員に辻内正誠議員を指名いたします。 おはかりします。 ただいま、議長が指名いたしました辻内正誠議員を、奈良県広域水道企業団議会議員の選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。
-------------------------------	---

中井町長	よって、ただいま指名いたしました辻内正誠議員を、奈良県広域水道企業団議会議員の選挙の当選人と決定いたしました。 辻内正誠議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。 辻内正誠議員よろしくお願いいたします。 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙を終わります。 日程 9 議第 57 号「吉野町役場の位置を定める条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 中井町長。 議第 57 号「吉野町役場の位置を定める条例の一部を改正することについて」ご説明を申し上げます。 本案件は、役場の位置を旧吉野北小学校跡地である「吉野町大字平尾 23 番地」に改正するものであります。新庁舎整備につきましては、自然災害の発生が頻発、激甚化する時代において、耐震性が確保されず、建築から約 65 年を経過する老朽化した現庁舎では、町民の命はもとより、公助の役割を果たさなければならない職員の命も守れないこの環境を 1 日でも早く改善すべく、令和 4 年 8 月 24 日の総務文教厚生委員会にて新庁舎整備方針について説明し、議論がスタートいたしました。平成 29 年度から令和 2 年度までに完成する庁舎に関しましては、庁舎建設に対する地方財政措置制度の財政措置を活用出来ましたが、期限が切れており活用も出来ない状況の中で、財源とスピードの観点から、吉野さくら学園開校に伴い、閉校になる 2 校の小学校跡地を含め、町有資産を活用した庁舎整備の検討を進めてまいりました。令和 4 年 11 月 10 日の総務文教厚生委員会にて、2 候補地、旧吉野北小学校、そして、吉野町中央公民館に絞り、詳細な計画を検討することが決定し、議会での議論ができる環境が整い準備しておりましたが、比較検討する議会前に紹介議員 4 名を含む、新庁舎を旧吉野
------	--

北小学校跡地に建築しないことを請求する請願書が提出されました。その理由が不便な場所という位置に関することから、このまま進めると位置だけの議論になって町民を2分してしまい庁舎整備が遅れてしまうと判断し、いま一度フラットな議論ができるよう一旦白紙に戻し請願書という意思に応えるために、6地区全ての代表から成る学識経験者、公募者抽出16名、これは恐らく庁舎整備を検討する意味で異例な人数かと思います。そういった中で、行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会を設置し、8回にもわたり審議を重ねていただき、8月2日に「吉野町新庁舎整備等基本構想案の策定」について答申を受けました。

私は、今年1月の町長選挙で三つの重点プロジェクトを掲げ、多くの皆様の信任を受け、2期目の当選をさせていただきました。重点プロジェクトの一つに、町民の命を守り、次世代につながる新庁舎整備事業の推進とあり、行政サービスの変革検討審議会の答申を尊重するとともに、吉野町の未来につながる選択をしますと記載をさせていただきました。答申後、早急かつ多角的な検討を進めるために、庁舎PTを設置し、議論を重ね、2回の庁舎整備等に関する特別委員会で説明をさせていただき、本日の本会議最終日に答申を尊重する吉野町新庁舎整備基本構想に基づく役場移転の条例改正をお願いするものであります。

新庁舎整備について、改めて私の考えをご説明申し上げます。

まず、吉野町のおかれている現状であります。行政は最後のとりででありながら、安心安全が大規模災害に対して機能しない状況である。そしてまた、少子高齢化、消滅可能性都市自治体の上位にランキングされ、非常に地方が厳しい中で、特に吉野町は地域経済の循環が必須であると。こういった状況が今吉野町の状況であります。その中で、庁舎整備にとどまらず、未来につながるまちづくり構想の中に庁舎整備があるという理念のもと、基本軸になる四つのポイントを説明させていただきます。公約で掲げた審議会の答申を尊重、まちづくりを優先、これは人と経済の循環。そして官民連携、拠点形成と地域交通の整備であります。そして、三つ目が将来負担の軽減。これは県との連携、そしてまた、広域連携を視野に入れた庁舎整備。四つ目が町有資産の活用とスピー

ドであります。この四つは全て将来を担う子供たちの未来のために、実現すべく、この基軸をスタートとして庁舎整備を進めてまいりました。そして、もう少し具体的にいきますと、今後のまちづくりの方向性でございますけれども、基本構想に盛り込まれている内容に上市地区を起点としたまちづくり、これは活力ある地域づくりをまち全体に広げていただきたい。今、皆さん方のご協力、そしてまたご承認もいただき、吉野小学校の跡地に奥村組さんが町の交流拠点として、これから進もうとしておるところでございます。当然旧吉野小学校も一つの基点になろうかと思えます。そして上市の中にも空き家を再利用したゲストハウスが数件出来てきてまいりました。こういったことを中心に、龍門地区を安心の役割を担い、各地区に拠点を形成し人と経済が循環するまちを目指してまいりたいと思えます。そして、町有資産が遊休、眠っている資産が多くございます。この財産管理から資産経営へと、町民の皆さん方とともに職員も意識改革して、しっかりと利活用できるように、そしてまた、郵便局が7か所ございます。その郵便局と連携しながら、そしてまた集会所の活用も含めながら、しっかりとまちづくりにつなげていきたいと思っております。

全てにおきまして、今、説明をさせていただきました。今この状況を鑑みたとき、このタイミングで、やはり自らトップとして決断し、環境を変えることなくして、町の景色は変わらないと判断しております。そしてそれと同時に、旧吉野北小学校のあいたスペースに県施設が入ってもらえる環境を整えるために、山下知事初め、松尾県議、いろいろ協力をいただきながら、協議ができる環境になってまいりました。このチャンスは是非まちの未来につなげたい。いろいろと皆さん方の思いはあろうかと思えます。しっかりと答申に基づき、そしてこのチャンスを未来につなぐために、私は、今回、条例の改正案を提出させていただきました。議員各位におかれましては、今の現実、そして、今説明させていただいた私の公約、吉野町の未来への可能性、総合的に判断し安心と活力を生む2拠点を軸とした、まち全体の活性化につながる庁舎移転の条例改正でもあります。どうか議員各位におかれましては、特段のご理解を賜り、慎重なるご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、私の議案説明とさせていただきます。

野 木 議 長	質疑を求めます。 辻内議員。
辻 内 議 員	本議案の条例改正の可決否決によって、吉野町新庁舎整備等基本構想への影響はいかなることとなるのでしょうか。簡単に言いますと、この結果がフィードバックされるのかされないのかということでございます。
野 木 議 長	中井町長。
中 井 町 長	基本的に基本構想を進めてまいります。それがセットで移転の条例が出ております。やはり、今回やらないと私はタイムリミットかなというふうに思っています。この方向性というのは一つの審議会、各地区代表の方が慎重に審議を重ねていただいた結果でございますので、私は、今、ここでかけますけれども、この方向というのは、まず基軸において1日も早く環境を変えるために、ご理解をお願いしたいなというふうに思います。
野 木 議 長	よろしいか。
辻 内 議 員	はい。
野 木 議 長	ほかにございませんか。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって議第57号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 57 号「吉野町役場の位置を定める条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「はい」 の声あり)

この際、議長より申し上げます。まず冒頭に、反対または賛成を明らかにしてから意見は述べてください。意見は 1 人 1 回のみでございます。よろしくお願いいたします。

山本議員。

山本議員

5 番 山本でございます。反対させていただきます。委員会等を通じてかなりの討論を行いました。その結果反対意見を述べさせていただきます。

吉野町新庁舎の場所の問題は、我々だけの問題ではないと考えます。我々の孫、ひ孫に怒られるようなことをしてはいけないと思います。吉野町新庁舎になる役場の場所は、町民の利便性、職員の利便性、来庁者の利便性を考えるべきであり、人口重心の考え方が一般的であると考えます。病院、警察、銀行、中心的な郵便局、商工会、スーパー、コンビニ、吉野土木や吉野税務署等々を考慮すれば、上市地区や吉野地区を選択するのが最も自然な考え方であると考えられます。さらに、吉野町は全国的、世界的にも有名であり、色々な意味で吉野町新庁舎は、近鉄の駅近く、少なくとも駅よりも徒歩 20 分圏内に設置すべきであると考えます。さらに 1,260 名の請願書をもっと重視しなければいけないとも考えます。私達の令和 5 年 2 月 15 日に提出した、吉野町民の重要な意見の一つである 1,260 名の請願書。庁舎を旧吉野北小学校にしないで、どうなったんでしょうか。どこへ行ったのでしょうか。令和 4 年 12 月議会において、新庁舎の場所を中央公民館か旧吉野北小学校の 2 案に絞ることを、議会の本会議場において決定しました。私と上滝議員は反対しましたが、それはそのとき私は旧吉野小学校が庁舎として適当と考えていたからです。そのあと、吉野町が 2 月の請願書を受けて、そのとき、住民の声に重きを置いて旧吉野北小学校を諦めて、残る 1 案の中央公民館にすぐ決定していれば、短期間で最も安い経費で新庁舎が出来ていたのではないかと考えます。どうして吉野町は白紙に戻し、約 10 か月にわたり時間とお金をかけて、新庁舎検討審議会を開く必要があった

	のか非常に疑問であります。また、令和4年12月議会において、2案に絞ることを議会の本会議場において決定したにもかかわらず、その本会議議決を議会の許可なく白紙撤回することは出来ないと考えます。さらに、我々の請願書は白紙にしてではなく、新庁舎を旧吉野北小学校にしないでという請願書であったはずです。さらに、旧吉野北小学校のある地域は市街化調整区域であります。市街化調整区域とは、農地や自然を残すことを目的としているため、特別に許可を得ない限り、原則、建物を建てられない区域です。また、新しく建物を建てられないのはもちろん、既に建っている建物の建て替えやリノベーションも許可を得て行う必要があります。従って基本的には、建物なしの土地活用を検討する必要があるため、市街化調整区域ではにぎわいの拠点はつくりにくいと私は考えます。ですから旧吉野北小学校の利活用については、現存する建物利用は大前提となりますが、近くには小中一貫校のさくら学園があり、吉野運動公園やカヌー競技場があることから、教育関係、スポーツ関係、生涯学習関係、そして建物のバリアフリー化やエレベーター等から、長寿福祉課関係等も大いに有効利用できると考えられます。さらに、旧吉野北小学校は土石流のイエローゾーンでもあります。以上のような理由から反対いたします。
野 木 議 長	ただいま山本議員より反対意見が出されております。 続いて、賛成の意見を求めます。 辻内議員。
辻 内 議 員	3番 辻内です。結論、賛成でございます。理由を3点申し上げます。 吉野町から説明があった庁舎整備構想には、28ページに住民のために町民税務機能、観光と産業のための産業観光課、人とのつながりを大切にする協働のまち推進課が中央公民館に置かれると明記されております。従いまして、現庁舎付近の方々には平時において何ら住民サービス、観光、産業において大きな変化が無いこと、これが1番です。2番目、上市地区、特にこの現庁舎付近の発展は、車社会の現在において駐車場なしでは考えられません。その駐車場が、この庁舎がなくなることにより、約40台の駐車場が現れます。また、並行して、

	役場職員用の河川敷駐車場の大半が開くことになります。この事実を見たとき、上市地区、特にこの周辺の発展のためには、今のこの庁舎場所に何らかの建物ができ、その面積を使うことは、むしろ発展にブレーキをかける要素になると、このように考えます。3点目、多くの住民の方の声は、各課バラバラの分散型庁舎より多くの手続が1か所で済む一体型を望んでいると推察されます。その中で、吉野北小学校の広さは、多くの課を1か所に集めるだけでなく、ワンフロア化を実現させながら、バリアフリーの可能性があります。以上の3点により賛成いたします。 （ 「はい」 の声あり ）
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	反対意見を申し上げます。 私は、長年、吉野町役場へ勤務しておりました。そして、これではあかんと いうようないろんな面で、議会に出て今5期目でございます。なぜ出馬したのかといいますと、
野 木 議 長	上滝議員、簡明にお願いいたします。
上 滝 議 員	すみません。皆さんの住民の方々の思いや願いをきっちり行政に届けたい。そういう意味で、今、この年になってまだ頑張っておるところでございます。 なぜ反対なのかといいますと、吉野町の全体を見たときに、少子高齢化社会で65歳の以上の方が53.9%も占めておる状況でこれでええのかな。そういう意味で、先ほど山本議員がおっしゃったように、官公庁がそろっておられる吉野地区、あるいは上市地区とございますが、私自身の考え方は、吉野の発展は、吉野地区と上市地区を拠点として吉野町全体を発展させていくべきだと思っておりますので、北小学校へ本庁舎を移すというようなことは、もってのほかやと思っております。以上をもって反対です。
野 木 議 長	続いて、賛成意見を求めます

中 西 議 員	私はこの提案については賛成でございます。 賛成意見を言う前に、今、山本議員の反対意見の冒頭に、龍門が北小学校の付近が不便だというような、ちょっと議員らしからぬ言葉があったかと思えます。龍門地区、平尾地区を小馬鹿にしたというのか、そういうニュアンスにとられかねないような発言であったので、そこはちょっとひとつ山本議員、後ほどでよろしいから訂正をお願いしたいなというふうに思います。 賛成意見を述べたいと思います。 先ほど町長からもご説明ございましたが、令和5年2月に請願書が提出され場所だけで町民を2分してはいけないということ。それと最近の自然災害、地震や線状降水帯。これまで吉野町に大きな災害が無く被害も少なかったので、大丈夫というような概念は捨てなければなりません。このような社会背景や、現役場の課題から、町民の命を守る役割を果たすために、職員が安全・安心に働くことができると共に、迅速な対応が可能な災害対策拠点としての庁舎整備が必要です。しかし、この役場本庁舎は築65年経過しており、地震災害に非常に弱く、災害対策本部としての機能継続が厳しい状況にあるため、一日も早い整備を目指すため私は賛成をいたします。
野 木 議 長	ほかに意見はございませんか。 上議員。
上 議 員	1 番 上麻里です。 結果、反対です。理由はあまりにも強硬過ぎる。また協議不足。そして説明不足。住民の理解を得れていないということから、反対をさせていただきます。
野 木 議 長	賛成の意見ございませんか。 藤本議員。
藤 本 議 員	2 番 藤本昌義でございます。

	賛成いたします。 まず第１に、新庁舎の整備検討審議会の基本構想を尊重すべきであるという、前提でお話しいたします。庁舎の場所の議論だけでは無く、この審議会では吉野町のまちづくりについても言及しています。ですから、まちづくりがあってこそ新庁舎だというように私は捉えておりました。今の構想案では、香東庁舎が旧吉野北小学校の跡地に来ることになれば、一つその分庁舎が減るということで、分散化が一つ解消されるということにも繋がりますので、そういった観点からも私は賛成いたします。
野 木 議 長	ほかに意見はございませんか。 賛成の意見でも結構です。 西澤議員。
西 澤 議 員	この話は、小学校二つが統合して吉野中学校の傍に行くということで、小学校二つが空いてくるということで、庁舎移転の話がスピード感を増してきたということだと思います。安易に空いたところを使ったらというのは、経費の面で考えてそうだったのかわかりませんが、新たに更地も検討したらよかったなあと今さらながら考えておりますけど。昔、この辺が上市・吉野地域が発展していたことを懐かしんで、我々の年代より上の人は特にですけど、そのようなことで要望書が出てきて、要望書４通、吉野地域と龍門地域から賑わいの施設をつくってほしいということで要望書が出てまいりました。先程から龍門のほう不便やなあとかいうような話出てますけど、吉野以外の所から見たら吉野は全体的に不便なところですよ。上市地域は今さらながら便利な所やと。電車の駅にも檀原神宮前まで駅員がいる駅は下市口だけになって、今の時代は鉄道の駅よりも道の駅の方が賑わっているような状況であります。私は庁舎整備等の検討審議会の答えも出たことですし、職員や住民の安全を確保するということで、防災性を優先して賛成をいたしたいと思います。
野 木 議 長	先ほど、中西議員のほうから、山本議員の龍門地区は不便な場所であると、

	適当でない発言であるという意見がございました。山本議員、どうされますか。
山本議員	5 番 山本でございます。 不快な思いをさせまして申し訳ございませんでした。その部分を撤回させていただきます。
野木議長	ほかに意見はございませんか。 意見がないようですので、これで討論を終わります。 反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。 本案の議決については、地方自治法第 4 条第 3 項の規定により、出席議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする特別多数議決の採決となります。 なお、議長も議決に加わります。 ただいまの出席議員は 9 名であり、その 3 分の 2 は 6 名であります。 お諮りします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。 賛成者は 5 名であり 3 分の 2 に達しておりません。 したがって、本案は否決することに決しました。 日程 10 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」 それぞれの委員長より会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。 (「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。 日程 11 「議員派遣について」を議題といたします。 会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

中井町長	(「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。 本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。 おはかりします。 これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 (「異 議 な し」 の声あり) 異議なしと認めます。 閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。 中井町長。 閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。 第4回の定例議会に上程いたしました議案、最後の議第57号以外、ご承認をいただきました。そしてまた、一般質問におきましては、本定例会が議員の皆さん方におきましては最後の議会ということで、議長を除く全ての方に質問をいただきました。来年度予算に向けても、非常に参考になる質問もあったかなというふうに思います。今、置かれている吉野町の状況、そういったことも含めて、しっかりと次の予算につなげていきたいなというふうに思っております。 最後の議第57号、最終議会、本定例会で提出をさせていただきました。結果は、非常に残念な結果かなというふうに思っております。少し、委員会等々の発言も含めて、私のほうからお話をさせていただきたいと思います。庁舎整備の審議会、8回にわたり本当に様々な角度から諮問をいたし審議をいただきました。その中では、今の現実と向き合い、いろんな不安をかき消し、未来志向の議論をしていただいたのが審議会だったのではないかなというふうに思っております。今この置かれた状況の中で、委員の皆さん方からも、非常に時代が変わって昔の発想、考え方ではもう対応出来ない、そういったことから転換力が非常に求められる時代かなと。そういった意味では、審議会の委員の皆さん方に本当に申し訳なく感じております。答申どおり上程しながら承認をいただ
------	--

けなかった。これは私の責任でもあります。ただ、2回の庁舎特別委員会におきまして、反対される方の考えでは、ある意味この状況を変えられないことが、変えることが出来ないことが明確になりました。調査、分析なき反対の発言の繰り返しで未来志向の発言がなかったことが非常に残念であります。2元代表制である執行部側が町長、そしてまた議会の代表、この二つの両輪がしっかりと議論しながら進んでいかないとこれからまちの未来はないと思っております。そういった意味で、議員の皆さん方には、来年の2月町議会選挙がございます。ある意味、私も今年の選挙で民意を問わせていただきました。議員各位におかれましても、しっかりと民意を問う選挙であり、そしてまた、課題をしっかりと拾っていただける選挙になろうかと思います。

どうかこれから寒い日が続きますけれども、議員各位におかれましては健康管理に気をつけていただいて、活動していただきますことをお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

野 木 議 長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして、令和6年第4回吉野町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午前 10 時 55 分 閉会)

